

三次市子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月

 三 次 市

【目次】

第Ⅰ部 序論	1
1. 計画策定の趣旨	2
(1) 子育てを取り巻く背景	2
(2) 計画策定の趣旨	3
(3) 法的位置づけ・関連計画との関係	3
2. 計画の概要	4
(1) 計画の期間	4
(2) 計画の対象	4
(3) 策定体制	4
3. 三次市の子ども・子育てを取り巻く状況	5
(1) 人口・世帯等の動向	5
(2) 教育・保育施設の状況	9
(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況	12
(4) ニーズ調査結果の概要	20
4. 三次市次世代育成支援行動計画の総括	28
5. 三次市の子ども・子育て支援施策の課題	31
第Ⅱ部 三次市子ども・子育て支援の基本的考え方	35
1. 基本理念	36
2. 家庭・地域・事業者・行政の役割	38
3. 基本目標	39
4. 主要施策の方向	40

第Ⅲ部 事業計画	42
1. 教育・保育提供区域の設定	43
2. 教育・保育の提供体制の確保	44
(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）	44
(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進	46
(3) 教育・保育の質の向上	46
(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	46
3. 地域子ども・子育て支援事業の充実	47
(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	47
(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上	56
4. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	59
(1) 児童虐待防止対策の充実	59
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	60
(3) 障害児施策の充実	60
5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	62
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	62
(2) 事業主の取組の促進	62
(3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進	62
6. 計画の推進体制	63
(1) 関係機関等との連携	63
(2) 計画の達成状況の点検・評価	63
資料編	64
1. 計画の策定経過	65
2. 三次市子ども・子育て会議設置要綱	66
3. 三次市子ども・子育て会議 委員名簿	68

第 I 部
序 論

1. 計画策定の趣旨

(1) 子育てを取り巻く背景

これまで、本市では子ども・子育てに関しては、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき施策を推進してきました。全国的にも、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下で親の力も育ちにくい状況が顕在化、幼稚園と保育所の制度再構築の要請等から、抜本的な制度改革が求められています。全国的な課題として具体的には、以下の諸点が挙げられています。

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の9割が結婚意思をもっており、希望子ども数も2人以上等
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDPが低い
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「¹小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の就業率）
- 質の高い幼児期の²学校教育の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた教育・保育サービスの提供対策が不十分

これを受けて、国では、子ども・子育て関連3法を制定（平成24年8月）し、平成27年4月から、子ども・子育て支援の新制度へ移行することとなりました。

関連3法と新制度の特徴等は、以下のとおりです。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

¹ 小1の壁とは小学校入学前後で実施される保育時間に差があることから、就労している保護者が働き方の変更を強いられる問題のこと。

² 「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。

子ども・子育て支援新制度のポイント

- 認定こども園制度の改善
 - ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- 社会全体による費用負担
 - ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

（２）計画策定の趣旨

子ども・子育て関連3法による新制度への移行に伴い、本市の「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、新制度の趣旨でもある「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」をめざし、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定します。

（３）法的位置づけ・関連計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、市のまちづくりの基本となる「三次市総合計画」を上位計画として、関係する計画と整合性を保ちながら策定するものです。また、この計画は各分野の個別計画部分を除き、次世代育成支援行動計画の性格を持ち合わせるものです。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

【上位計画】

- 三次市総合計画

【関連計画】

- 三次市障害者福祉計画・三次市障害福祉計画
- 三次市食育推進計画
- 三次市健康増進計画
- 三次市男女共同参画基本計画

2 計画の概要

(1) 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

(2) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせる等、柔軟な対応を行います。

(3) 策定体制

「三次市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「三次市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定のあり方等）の審議をはじめ、具体的には、次のような点について調査し審議しました。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①潜在的なものを含め教育・保育・子育ての支援ニーズが適切に把握されているか。②教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）と地域型保育事業（家庭的保育事業等）等、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標。③ニーズを満たすに十分な地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援センター、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、乳児家庭全戸訪問事業、放課後児童クラブ、妊婦健診等）が計画的に盛り込まれているか。④費用の使途実績の調査や事業の点検評価。⑤現行の計画について見直すべき部分はないか。 |
|--|

3. 三次市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口・世帯等の動向

①人口の推移

●全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口にも少子高齢化の影響がみられます。年少人口比率は平成21年の12.9%から平成26年は12.5%と0.4ポイント減少しているのに対し、高齢者人口は平成21年の30.3%から平成26年は32.6%と2.3ポイント増加しています。

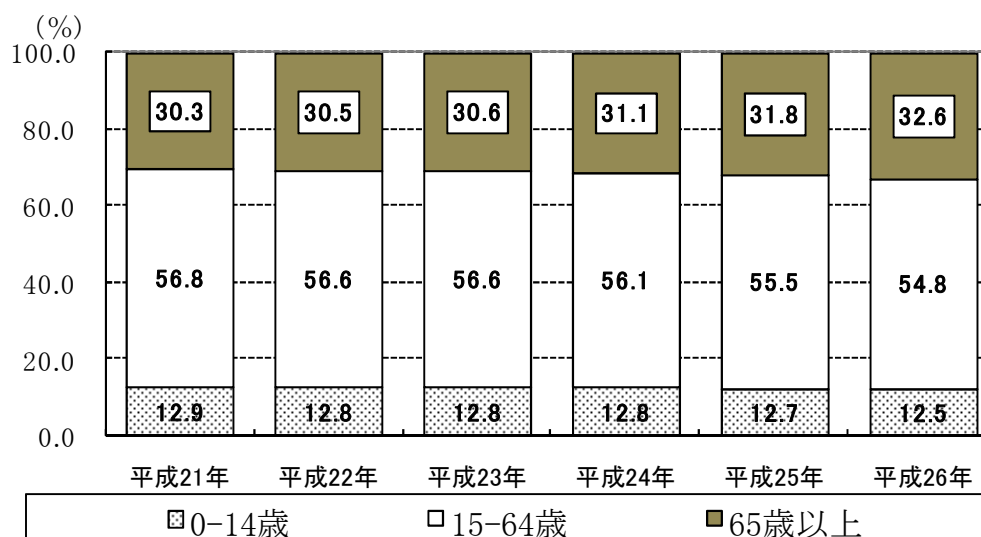
■総人口・年齢区分別人口の推移■

(単位:人、%)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	58,871	58,226	57,719	57,078	56,404	55,642
年少人口(0～14歳)	7,595	7,476	7,375	7,297	7,160	6,961
割合	12.9	12.8	12.8	12.8	12.7	12.5
生産年齢人口(15～64歳)	33,457	32,969	32,690	32,033	31,285	30,517
割合	56.8	56.6	56.6	56.1	55.5	54.8
老年人口(65歳以上)	17,819	17,781	17,654	17,748	17,959	18,164
割合	30.3	30.5	30.6	31.1	31.8	32.6

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

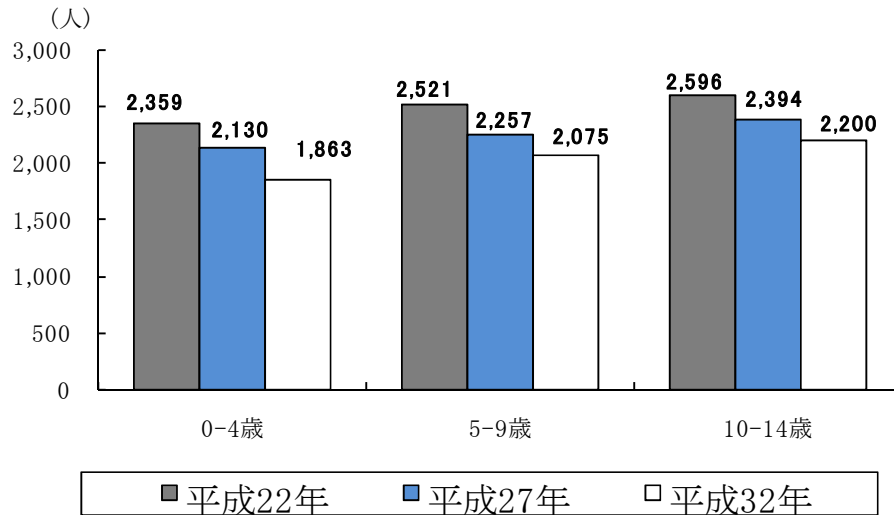
■年齢区分別人口比率の推移■



資料:国勢調査

- 年少人口の内訳をみると、いずれの年齢層も平成32年までの10年間で減少が予想されるものの、特に、「0-4歳」の就学前の減少数をもっとも大きくなっています。

■年少人口の推移予測■

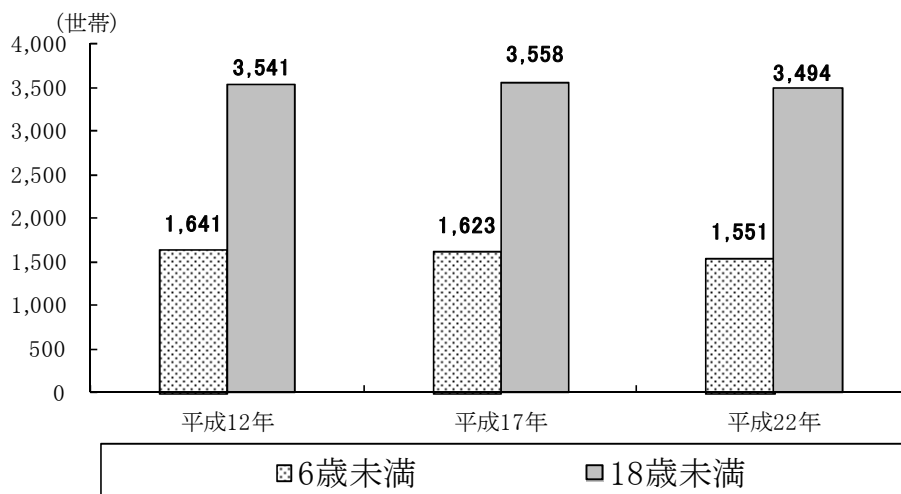


資料:平成22年は住民基本台帳(4月1日)、平成27年、32年は「日本の地域別推計人口」

②子育て世帯の推移

- 子育て世帯が横ばいの中、18歳未満のいるひとり親世帯は増加しています。

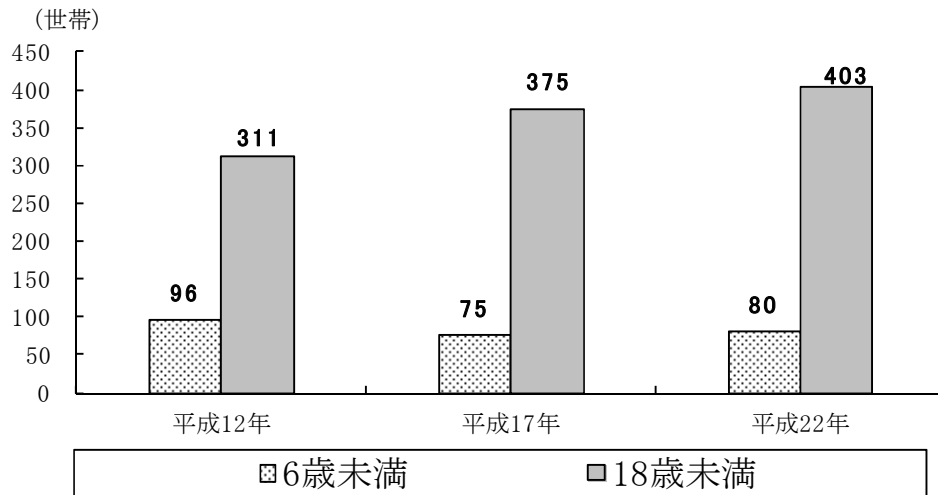
■子育て世帯の推移■



(注)子育て世帯は、「核家族世帯」のうち18歳未満の子どもがいる夫婦・父親のみ・母親のみの世帯

資料:国勢調査

■ 18歳未満・6歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移 ■

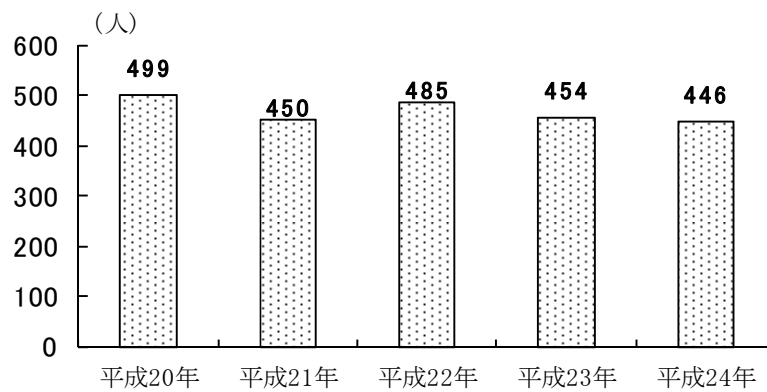


資料: 国勢調査

③ 出生の動向

● 本市は、おおむね 450 人前後で推移しています。

■ 出生数の推移 ■



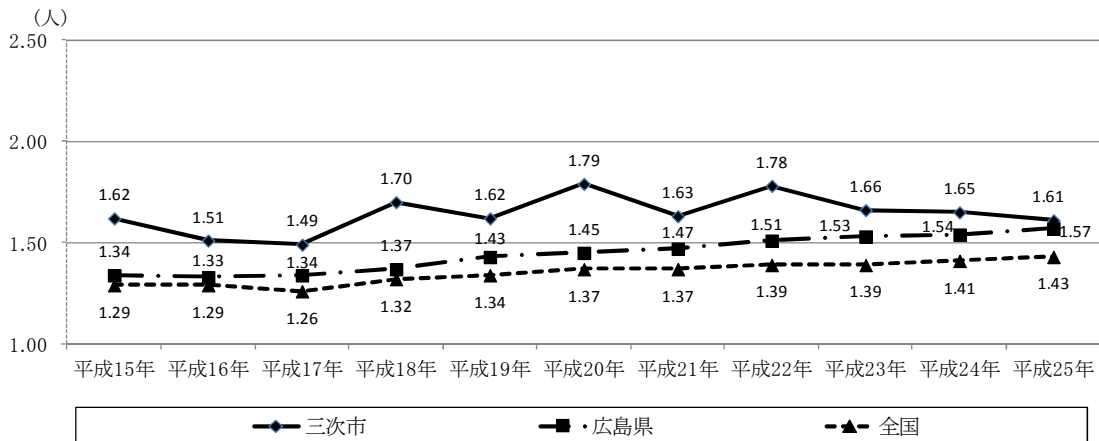
資料: 県人口動態調査

● 本市の期間合計特殊出生率は、県、国平均を上回る値で推移しており、平成 25 年は、1.61 となっています。

■ 合計特殊出生率の推移 ■

		平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
期間合計 特殊出生 率	三次市	1.62	1.51	1.49	1.70	1.62	1.79	1.63	1.78	1.66	1.65	1.61
	広島県	1.34	1.33	1.34	1.37	1.43	1.45	1.47	1.51	1.53	1.54	1.57
	全 国	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43
合計特殊 出生率 (ベイズ 推定値)	三次市	1.81					1.85					-
	広島県	1.39					1.54					-
	全 国	1.31					1.38					-

■ 期間合計特殊出生率の推移 ■



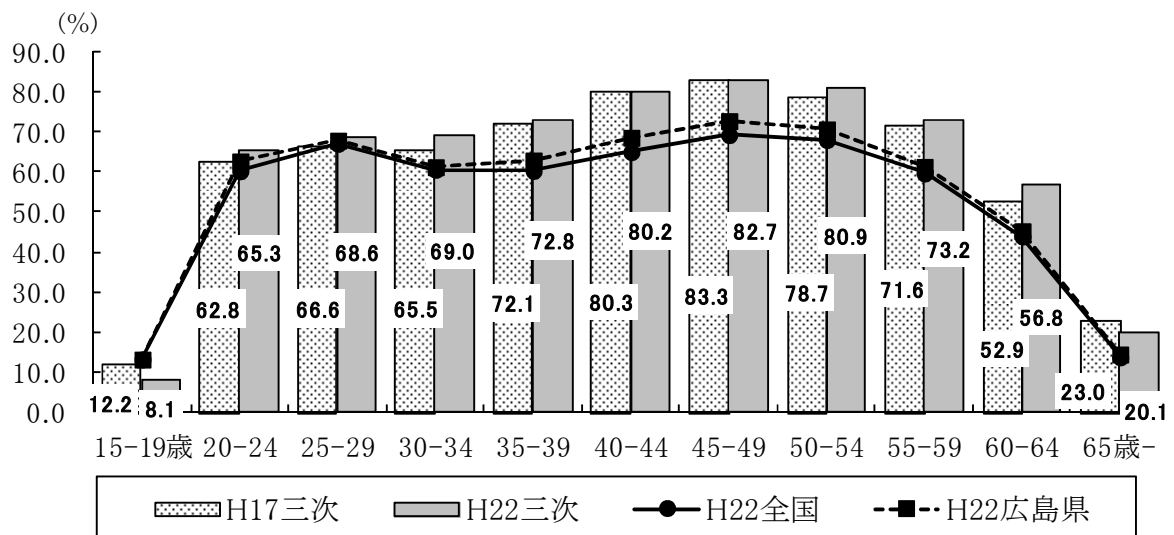
(注) 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを推計したものです。また、ベイズ推定値とは、地域間比較や経年比較に耐えるより安定性の高い指標を求めるためにベイズ統計学の手法を用いたものです。

資料：育児支援課調・人口動態保健所・市町村別統計

④女性の就労の状況

●女性の年齢別就業率は、子育て世代の中心となる30代後半から増加しています。

■ 女性の就業率の推移 ■



資料：国勢調査

(2) 教育・保育施設の状況

保育所、幼稚園等の設置状況、定員・利用者数等は次のとおりです。

①保育所の状況

【児童の入所状況】

平成 26 年 4 月 1 日現在

施設名	入所児童数(人)							定員 (人)	入所率 (%)	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計			
三 次 市 立	愛光保育所	0	12	21	28	17	32	110	140	78.6%
	十日市保育所	0	17	23	32	35	43	150	172	87.2%
	東光保育所	3	11	20	36	33	41	144	190	75.8%
	川地保育所	0	3	10	8	17	13	51	45	113.3%
	和田保育所	0	6	11	9	13	12	51	80	63.8%
	田幸保育所	0	0	0	7	8	6	21	45	46.7%
	神杉保育所	0	0	0	6	13	11	30	45	66.7%
	河内保育所	0	0	0	4	2	9	15	20	75.0%
	栗屋保育所	0	2	8	6	9	4	29	55	52.7%
	川西保育所	0	3	0	2	6	6	17	45	37.8%
	酒屋保育所	6	24	24	39	32	31	156	140	111.4%
	君田保育所	0	3	10	9	11	14	47	60	78.3%
	布野保育所	0	4	4	12	5	10	35	60	58.3%
	さくぎ保育所	0	3	3	12	6	8	32	60	63.3%
	吉舎保育所	1	4	10	12	16	15	58	90	60.0%
	安田保育所	0	0	0	3	1	2	6	30	26.7%
	八幡保育所	0	2	2	2	2	6	14	30	46.7%
	敷地保育所	0	1	1	4	3	4	13	30	36.7%
	三良坂保育所	0	4	7	13	24	25	73	120	51.7%
	仁賀保育所	休所							30	-
灰塚保育所	休所							30	-	
みわ保育所	1	4	9	11	10	15	50	120	41.7%	
こうぬ保育所	1	4	6	11	6	14	42	100	42.0%	
私 立	みゆき保育園	12	24	24	24	25	25	134	120	111.7%
	子供の館保育園	3	21	24	0	0	0	48	60	80.0%
	子供の城保育園	3	23	24	21	18	22	111	100	111.0%
合 計	30	175	241	311	312	368	1,437	2,017	70.8%	

【保育サービスの状況】

平成 26 年 4 月 1 日現在

施設名	利用可能サービス					
	延長保育	休日保育	障害児保育	一時保育	土曜午後 保育	
三次市立	愛光保育所	○	×	○	×	○
	十日市保育所	○	×	○	×	○
	東光保育所	○	○	○	○	○
	川地保育所	×	×	○	×	×
	和田保育所	×	×	○	×	○
	田幸保育所	×	×	○	×	×
	神杉保育所	×	×	○	×	×
	河内保育所	×	×	○	×	×
	粟屋保育所	×	×	○	×	○
	川西保育所	×	×	○	×	×
	酒屋保育所	○	×	○	○	○
	君田保育所	×	×	○	×	×
	布野保育所	○	×	○	×	×
	さくぎ保育所	×	×	○	×	×
	吉舎保育所	×	×	○	×	×
	安田保育所	×	×	○	×	×
	八幡保育所	×	×	○	×	×
	敷地保育所	×	×	○	×	×
	三良坂保育所	×	×	○	○	×
	仁賀保育所	休所				
灰塚保育所	休所					
みわ保育所	×	×	○	○	×	
こうぬ保育所	×	×	○	○	×	
私立	みゆき保育園	○	×	○	○	○
	子供の館保育園	○	×	○	×	○
	子供の城保育園	○	×	○	○	○

②幼稚園の状況

平成26年5月1日現在 (単位:人)

名称	定員・入所状況	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
三次中央幼稚園	定員	-	-	-	80	90	90	260
	入所状況	-	-	-	58	57	52	167
三次清心幼稚園	定員	-	-	-	30	35	35	100
	入所状況	-	-	-	7	7	12	26
十日市幼稚園	定員	-	-	-	20	30	30	80
	入所状況	-	-	-	4	5	4	13
合計	定員	-	-	-	130	155	155	440
	入所状況	-	-	-	69	69	68	206

③その他認可外の状況等

平成26年6月1日現在 (単位:人)

保育所名	入所可能年齢	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
青空保育園	2歳以上 就学まで	170			29	47	45	44	165
ベビーハウスすみれ	生後1ヶ月以上 就学まで	6	0	0	0	0	0	0	0
チャイルドハウス いづみ	0歳(6ヶ月)以上 就学まで	30	1	9	7	1	2	0	20
きらきら保育所	1歳児 2歳児	15	0	5	4	0	0	0	9
こどもの家のこのこ のっこ	0歳(満6ヶ月) 以上就学まで	9	0	0	2	0	3	4	9
喜楽園 託児所	0歳(満6ヶ月) 以上就学まで	9	0	0	2	0	0	0	2
あゆみ保育園	0歳(満9ヶ月) 以上就学まで	9	1	8	1	0	0	0	10
市立三次中央病院 院内保育施設	0歳以上2歳 まで	19	0	7	10				17
合計		267	2	29	55	48	50	48	232

(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することとされています。

- 1.延長保育事業
- 2.一時預かり事業
- 3.ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- 4.子育て短期支援事業
- 5.病児・病後児保育事業
- 6.地域子育て支援拠点事業
- 7.利用者支援事業【新規】
- 8.乳児家庭全戸訪問事業
- 9.養育支援訪問事業・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- 10.妊婦健康診査
- 11.放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- 12.実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
- 13.多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

このうち、現在、実施中の事業もあります。それぞれの事業の取組状況は以下のとおりです。

■延長保育事業

事業内容

保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を超えて保育を行う。

三次市の取組状況

【実績（平成25年度）】

- 実施施設数：8か所（公立5か所、私立3か所）

【利用料】

- 月額 2,400円（私立：月額なし）
- 日額 200円

【実施状況】

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数（保育所）	8	8	8	8
延べ利用児童数（人）	5,832	5,363	4,703	3,967

資料：保育課

■一時預かり事業

事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に昼

間において、保育所で一時的に預かる。

三次市の取組状況

【実績（平成 25 年度）】

- 実施施設数：7 保育所
- 延べ利用児童数：1,565 人

【利用料】

区 分	月 額	日 額	一時間当たり
3歳未満児	42,000 円	3,200 円	500 円
3歳以上児	32,000 円	2,500 円	500 円

【利用対象者】

- 保護者の就労、病気や育児疲れの解消等のために、一時的に家庭での保育が困難となった児童

【実施状況】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数（保育所）	6	6	7	7
延べ利用児童数（人）	1,401	1,592	1,346	1,565

資料：保育課

■ファミリー・サポート・センター事業

【子育てサポート事業】

事業内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。

三次市の取組状況

【実績（平成 25 年度）】

- 会員数：1,138 人（おねがい会員 887 人、まかせて会員 162 人、両方会員 89 人）
- 活動件数：1,775 件

【利用料】

- 7時～21時（平日）：1 時間あたり 600 円（うち 300 円を市が助成）
- 7時～21時（土・日・祝日・年末年始）：1 時間あたり 720 円（うち 360 円を市が助成）
- 6時～7時 21時～22時：1 時間あたり 800 円（うち 300 円を市が助成）
- 宿泊 3,000 円/人（助成なし）

※兄弟等複数同時預かりの場合は、2 人目以降半額

【実施状況】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用件数（件）	1,675	1,425	2,070	1,775
提供会員（まかせて会員）（人）	136	145	154	162
依頼会員（おねがい会員）（人）	846	828	866	887
両方会員（人）	69	76	90	89

資料：育児支援課

■子育て短期支援事業

事業内容

【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童福祉施設等で一時的に預かる。

【夜間養護等（トワイライトステイ）事業】

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、児童を児童福祉施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。

三次市の取組状況

【実績（平成 25 年度）】

- 【ショートステイ】延べ利用児童数：三次市では未実施
- 【トワイライトステイ】延べ利用児童数：三次市では未実施

■病児・病後児保育事業

【病後児保育事業】

事業内容

発熱等の急な病気や病気からの回復期等で、集団保育が困難な児童について一時的に保育を行う。

三次市の取組状況

【実績（平成 25 年度）】

- 実施施設数：1 か所 ※病児保育事業は三次市では未実施。
- 延べ利用児童数：61 件

【利用料】

- 1人1日2,000円（減額制度あり）

【利用対象者】

- 生後6カ月から小学3年生までの病気の回復期にあり、集団保育や家庭における保育が困難な児童

【実施状況】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	1	1	1	1
延べ利用児童数（人）	194	115	115	61

資料：保育課

●病後児保育室の開設状況

名 称	住 所
病後児保育室「おひさま」	三次市東酒屋町 579 番地 酒屋保育所内

■地域子育て支援拠点事業

【地域子育て支援センター】

事業内容

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う。

三次市の取組状況

【実績（平成 25 年度）】

- 施設数：6か所（一般型：公営3か所、民営3か所）
- 延べ利用人数：19,596人（年間利用延べ親子組数：8,653組）

【実施状況】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数（か所）	4	6	6	6
延べ利用人数（人）		24,435	21,082	19,596
延べ利用親子組数（組）		11,019	9,490	8,653

資料：育児支援課

●地域子育て支援センターの開設状況

名 称	住 所
酒屋地域子育て支援センター「ぽよぽよ」	三次市東酒屋町 579 番地 酒屋保育所内
三良坂地域子育て支援センター「みつばち」	三次市三良坂町三良坂 2023 番地 1 三良坂農村ふるさとセンター内
あそび工房	三次市十日市中一丁目 1 番 10 号 三次ショッピングセンターCC プラザ内
ちゅうおう憩いの森「キッズルーム」	三次市十日市中二丁目 9 番 24 号 子供の城保育園
みゆき保育園「きりんの会」	三次市畠敷町 1868 番地 2 みゆき保育園
子育てフリースペース KADOYA	三次市十日市中三丁目 1 番 27 号 (NPO 法人三次おやこ劇場)

■乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

三次市の取組状況

【実績（平成25年度）】

- 訪問者実人数：422人（訪問対象家庭数429人）

【実施状況】

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問者実人数（人）	491	456	424	422
訪問対象家庭数（戸）	495	462	431	429
訪問実施率（％）	99.2	98.7	98.3	98.4

資料：健康推進課

■養育支援訪問事業・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

事業内容

【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭に対して、家庭児童相談員と保健師、関係機関が連携して家庭訪問を実施し子育ての悩みや不安に対して適切な助言・指導を行う等、養育能力を向上させるための支援を行う。

【要保護児童ケース検討事業】

児童虐待等多様化する児童問題に対応するため、問題の早期発見、早期対応、再発防止等の支援を行うため要保護児童対策協議会における関係機関とのケース検討会議を実施する。

三次市の取組状況

【実績（平成25年度）】

- 養育支援訪問事業

- ・養育支援連絡会議 6回（延べ検討ケース 463件）
- ・延べ訪問件数 285件

- 要保護児童ケース検討事業

- ・定例（実務者）会議 7回（延べ検討ケース 334件）

【養育支援訪問事業の実施状況】

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ訪問件数（件）	115	178	192	285
養育支援連絡会議開催数（回）	7	6	4	6
延べ検討ケース件数（件）	432	454	251	463

資料：育児支援課

【要保護児童ケース検討事業の実施状況】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定例（実務者）会議開催数（回）	17	6	5	7
延べ検討ケース件数（件）	261	305	329	334

※平成 22 年度開催回数は月 1 回以上開催

資料：育児支援課

■妊婦健康診査

事業内容

妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健診を行う。

【国が示している妊婦健康診査の実施基準】

- ◆妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで：4週間に1回
- ◆妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで：2週間に1回
- ◆妊娠36週(第10月)以降分娩まで：1週間に1回

上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回程度

三次市の取組状況

【実績（平成 25 年度）】

- 妊娠届出数：420人
- 受診者数：433人（実人数）

【実施状況】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊婦届出数（人）	461	482	429	420
受診者数（人）	498	505	487	433

資料：健康推進課

■放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【放課後児童クラブ】

事業内容

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保育を受けることができないおおむね10歳未満の児童に対して、学校の余裕教室や公共施設等で、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する。

※児童福祉法改正により、平成27年度から対象範囲が概ね10歳未満から小学校就学児童までへ拡大

三次市の取組状況

【実績（平成 25 年度）】

- 実施施設数：10か所 16クラブ
- 利用児童数：454人（平成 25 年5月1日現在）

【利用負担金】

- 1人あたり 月額 4,000円（1人目）

月額 2,000 円（2 人目以降）

※要保護・準要保護世帯については減免規定あり

【利用対象者】

- 小学校に在籍する1年生から3年生で、放課後に家庭において保育ができない児童
（定員に余裕があるときは、小学校4年生以上も対応）

【実施状況】

（各年度5月1日現在）

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数（クラブ）	16	17	16	16
利用児童数（人）	498	474	450	454

資料：育児支援課

【放課後子ども教室】※関連事業

事業内容

地域の参画を得て、「学び」「体験」「交流」「遊び」といった多様な体験学習機会を提供し、子どもたちが地域社会の中で心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。

三次市の取組状況

【実績（平成 25 年度）】

- 実施施設数：5か所
- 利用児童数：69人

【利用料】

- 各教室で決定

【利用対象者】

- 地域の小学校に在籍する1年生から6年生までの児童

【実施状況】

（各年度5月1日現在）

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数（か所）		2	3	5
利用児童数（人）		44	44	69

資料：社会教育課

【小規模型放課後児童クラブ】※関連事業

事業内容

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保育を受けることができないおおむね10歳未満の児童に対して、学校の余裕教室や公共施設等で、小規模で運営され放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する。

三次市の取組状況

【実績（平成25年度）】

- 実施施設数：7か所 7クラブ
- 利用児童数：77人（平成25年5月1日現在）

【利用料】

- 運営主体ごとに決定

【利用対象者】

- 地域の小学校に在籍する1年生から3年生で、放課後に家庭において保育ができない児童（定員に余裕があるときは、小学校4年生以上も対応）

【実施状況】

（各年度5月1日現在）

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数（クラブ）	12	11	10	7
利用児童数（人）	143	119	102	77

資料：育児支援課

(4) ニーズ調査結果の概要

①調査の概要

■調査の目的

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、幼児期の教育・保育に対するニーズ等を把握するため、就学前児童及び小学校児童の中から無作為に抽出した世帯を対象に、「三次市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学生調査
1.調査対象者と抽出方法	三次市に居住する0歳から5歳までの小学校入学前児童	三次市に居住する小学生児童
2.調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
3.調査期間	平成26年1月～2月	平成26年1月～2月
4.回収状況	配布数 1,500 回収数 678 回収率 45.2%	配布数 1,500 回収数 669 回収率 44.6%

■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「N=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数(回答者数)を示しています。

算出されたパーセントは、小数第2位を四捨五入して、小数第1位までの表示としているため、その合計が必ずしも100.0%にならない場合もあります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は100.0%を超えます。

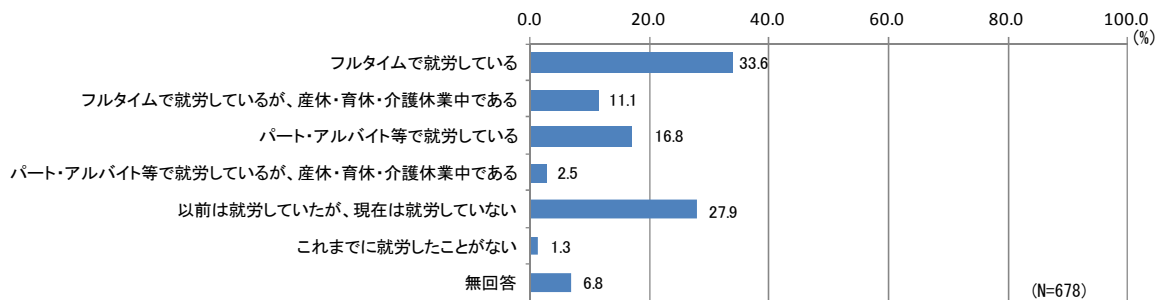
②就学前児童

■母親・父親の就労状況

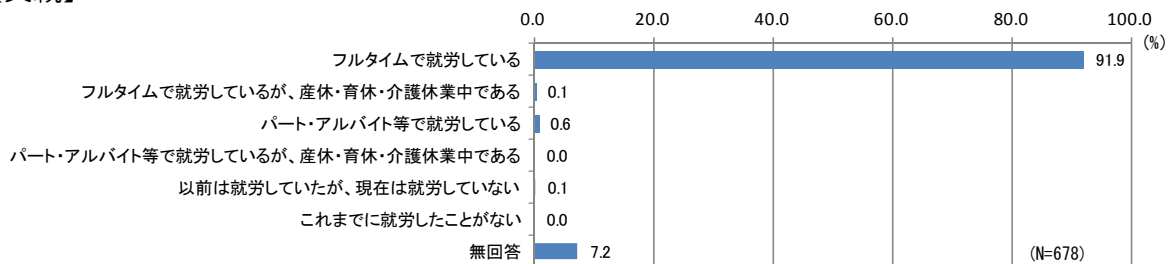
母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」が33.6%で最も多く、ついで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が27.9%、「パート・アルバイト等で就労している」が16.8%と続いています。

父親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」が91.9%で全体の9割以上を占めています。

【母親】

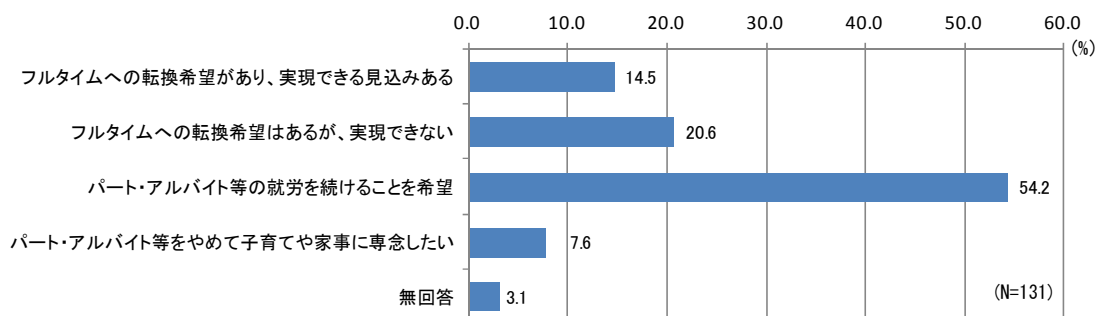


【父親】



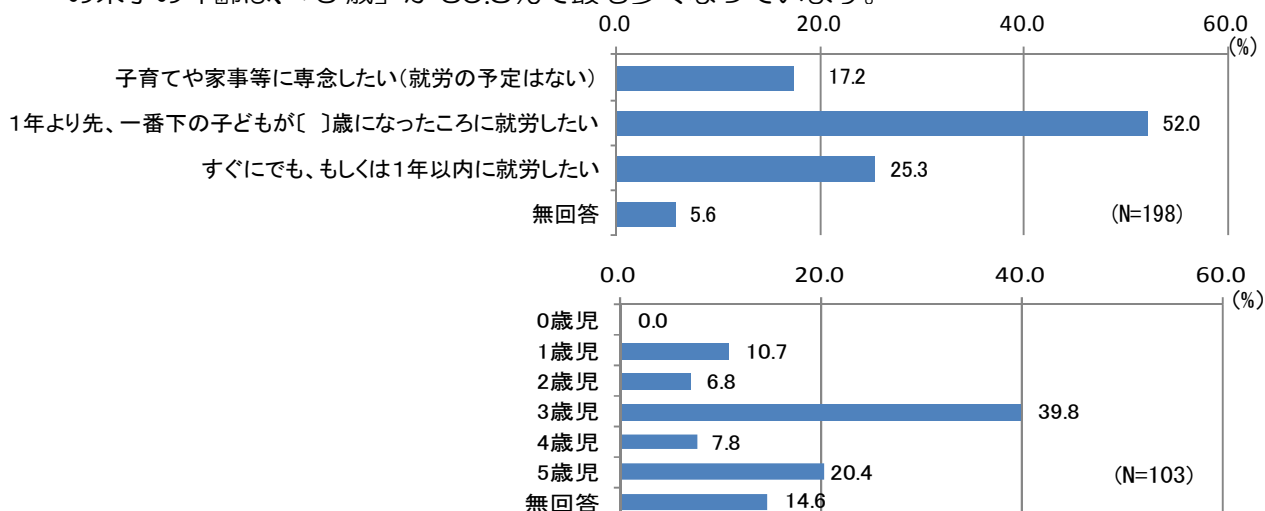
■母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望についてみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が54.2%で最も多くなっています。「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できない」が20.6%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が14.5%と、全体的なフルタイムへの転換希望の割合は35.1%ですが、実現できる見込みがあるのは14.5%と、フルタイムへの転換の実現が厳しい状況がうかがえます。



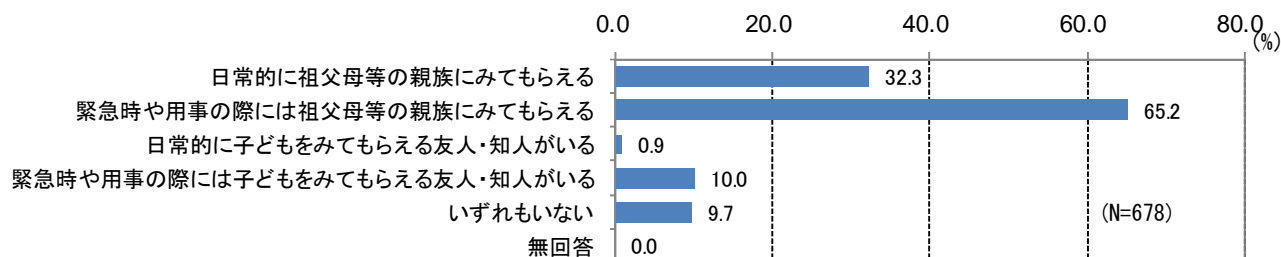
■現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向についてみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が25.3%、「1年より先、一番下の子どもが〔 〕歳になったところに就労したい」が52.0%と、全体の就労意向は77.3%で、就労意欲は高まっています。また就労希望時期の末子の年齢は、「3歳」が39.8%で最も多くなっています。



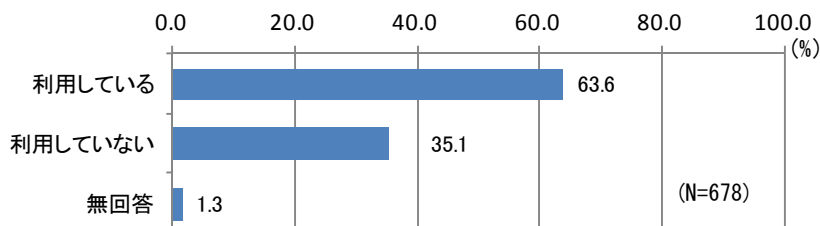
■祖父母等に預かってもらっている状況

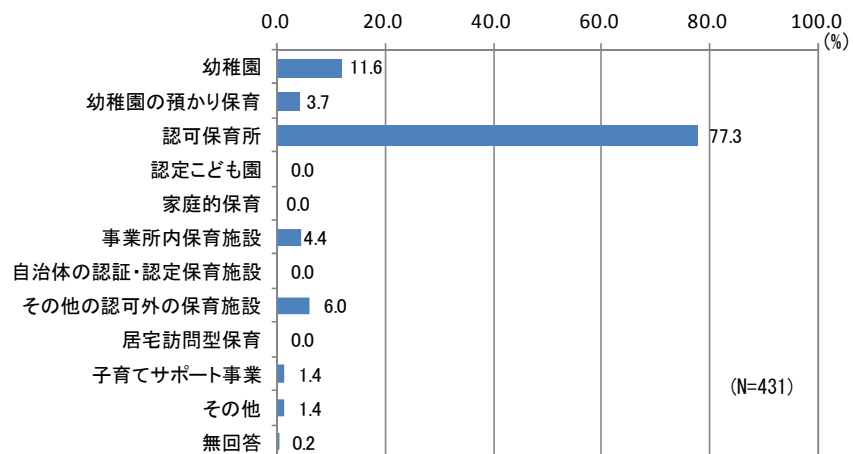
お子さんを見てもらえる人の有無についてみると、「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と答えた人が65.2%と全体の6割を超えています。一方、「いずれもない」と答えた人は9.7%で、このような家庭は緊急時の対応が困難となっています。



■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

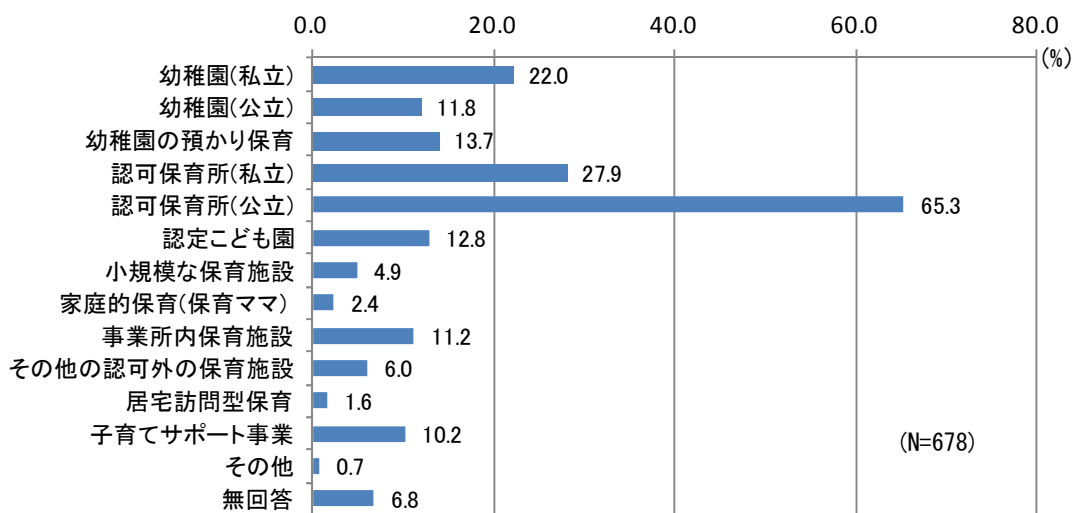
現在、幼稚園や保育所等の定期的なサービスを「利用している」人の割合は63.6%となっています。そのうち、「認可保育所」を利用している割合が77.3%と圧倒的に多く、以下「幼稚園」(11.6%)、「その他の認可外の保育施設」(6.0%)、「事業所内保育施設」(4.4%)と続いています。





■今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

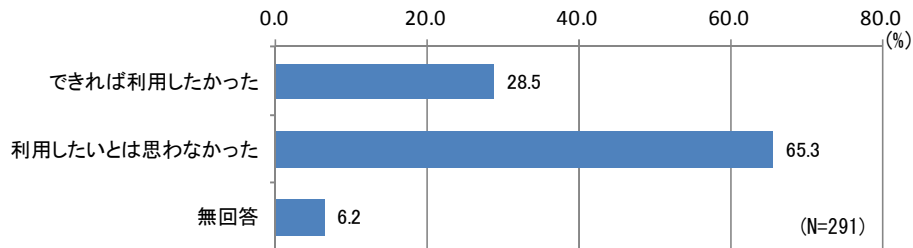
今後定期的に利用したいサービスについてみると、「認可保育所（公立）」が65.3%、「認可保育所（私立）」が27.9%で、公立・私立を合わせた、「認可保育所」が最も高い値を示しています。以下「幼稚園（私立）」（22.0%）、「幼稚園の預かり保育」（13.7%）、「認定こども園」（12.8%）と続いています。選択した事業を利用したい場所についてみると、すべての事業において「三次市内」を希望する割合が大半を占めています。



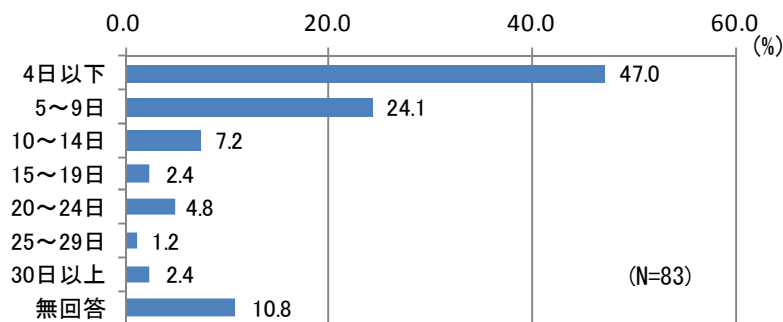
(複数回答可)

■ 病児・病後児保育の利用希望

父親又は母親が仕事を休んで対処した方のうち、病児・病後児保育を「できれば利用したかった」と答えた人の割合は28.5%となっており、利用したいと思った日数は「4日以下」が47.0%で最も多くなっています。

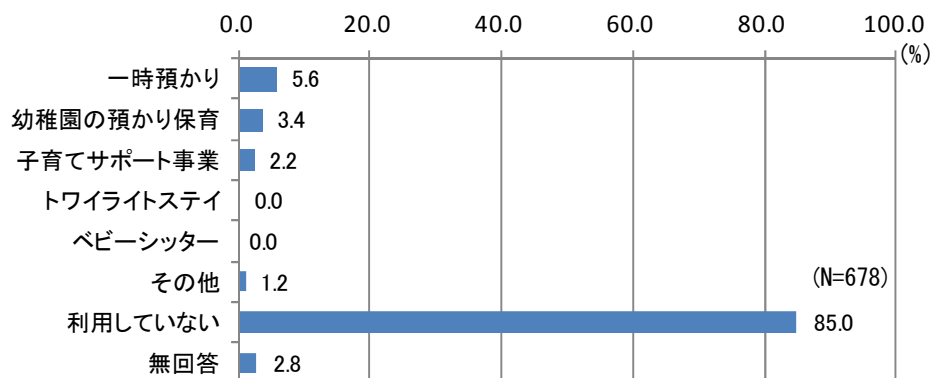


【利用希望日数】



■ 一時預かりの利用希望

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用しているサービスについてみると、「利用していない」が85.0%を占めています。利用している割合は、「一時預かり」が5.6%、「幼稚園の預かり保育」が3.4%、「子育てサポート事業」が2.2%となっています。

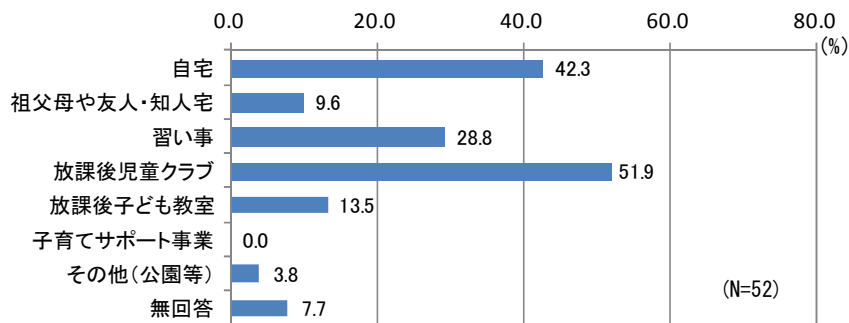


■放課後児童クラブの利用意向

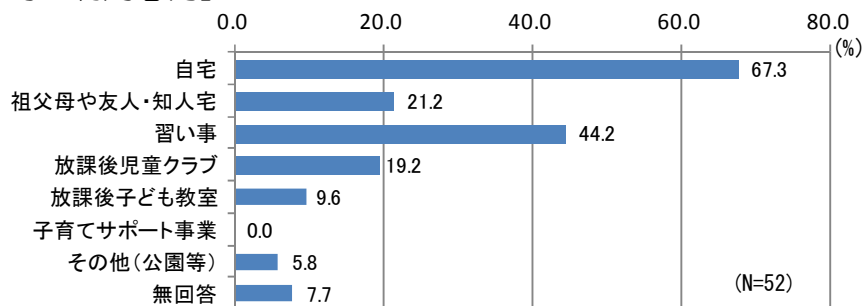
小学校低学年時に放課後を過ごさせたい場所についてみると、「放課後児童クラブ」が51.9%で最も多く、ついで「自宅」の42.3%となっています。以下「習い事」(28.8%)、「放課後子ども教室」(13.5%)と続いています。

小学校高学年時に放課後を過ごさせたい場所についてみると、「自宅」が67.3%で最も多く、ついで「習い事」の44.2%となっています。以下「祖父母や友人・知人宅」(21.2%)、「放課後児童クラブ」(19.2%)と続いています。小学校低学年時よりも、「自宅」と「習い事」の割合が増えています。

【低学年時の利用意向】



【高学年時の利用意向】



(複数回答可)

③小学生

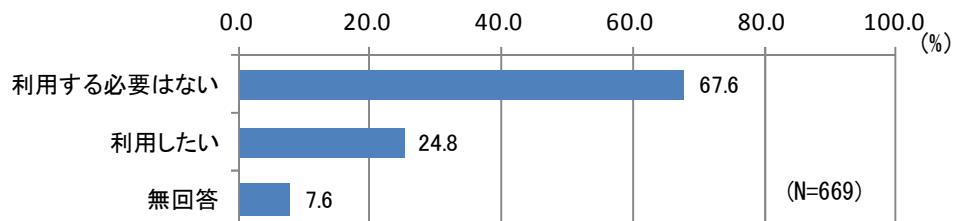
■放課後児童クラブの利用意向

放課後児童クラブの利用意向についてみると、平日は「利用したい」が24.8%で、約4人に1人が希望しています。希望利用学年は「小学6年生」までが56.6%で最も多く、週当たり利用希望日数は「5日」、終了時刻は「19時台」を希望する割合が多くなっています。

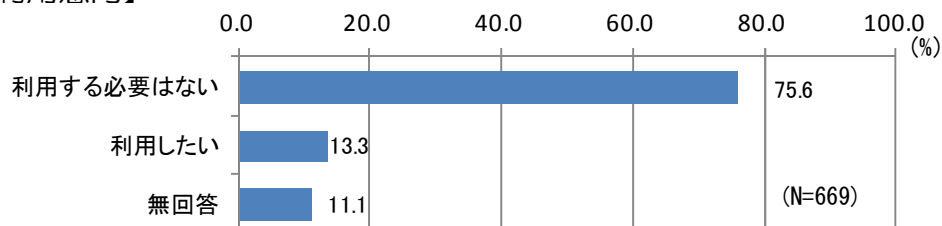
土曜日は、「利用したい」が13.3%、日曜日・祝祭日は、「利用したい」が4.6%で、土曜日利用希望の3分の1の割合となっています。

長期休暇期間は、「利用したい」が32.6%で、平日の利用希望よりも多くなっています。希望利用学年は「小学6年生」までが66.1%で6割を超えています。月当たり利用希望日数は「20～24日」が多く、長期休暇期間中の利用のニーズがうかがえます。

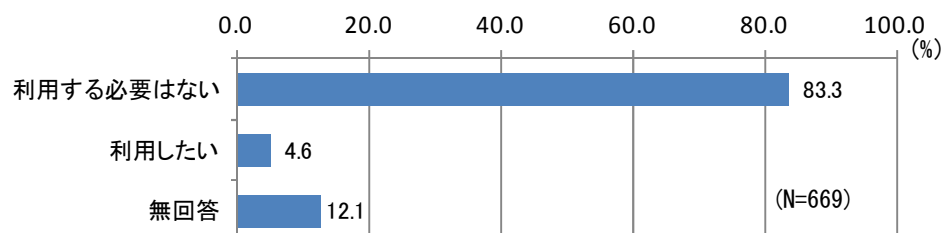
【平日の利用意向】



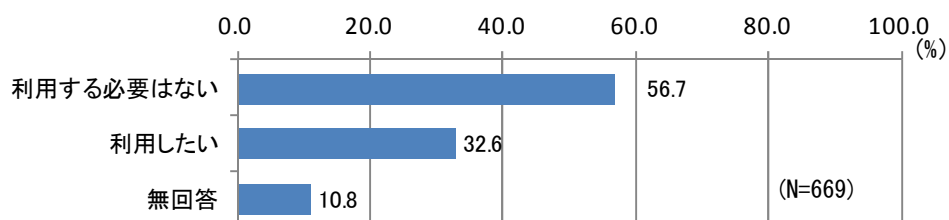
【土曜日の利用意向】



【日曜日・祝祭日の利用意向】

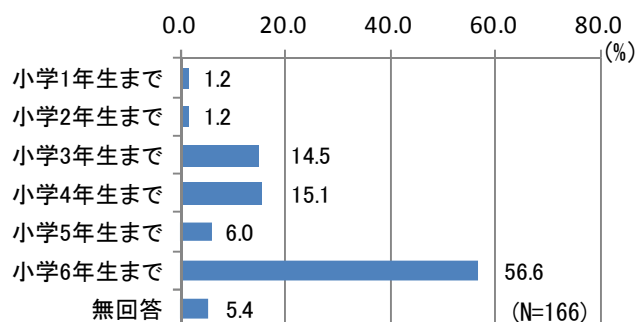


【夏休み・冬休み等長期休暇期間の利用意向】

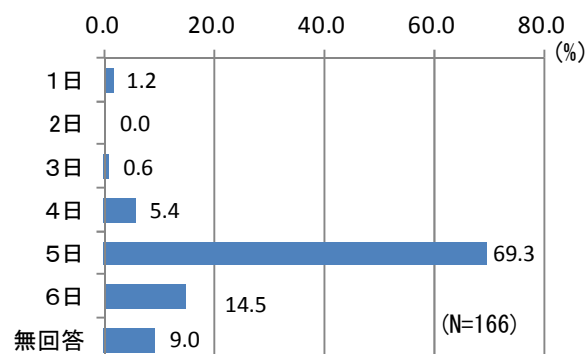


平日

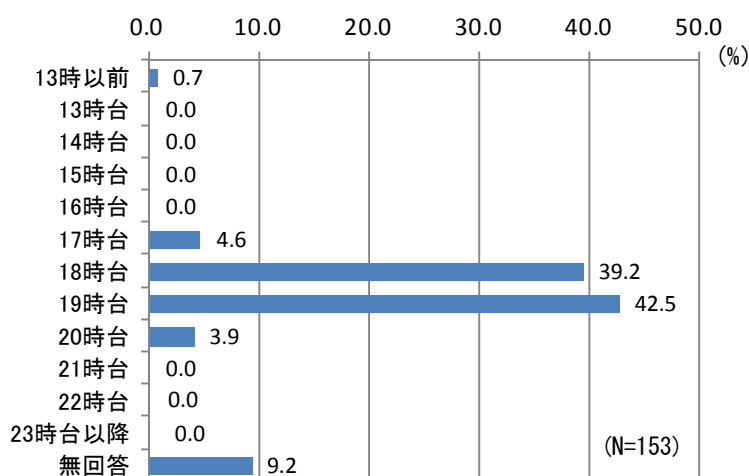
【希望利用学年】



【週当たり希望利用日数】

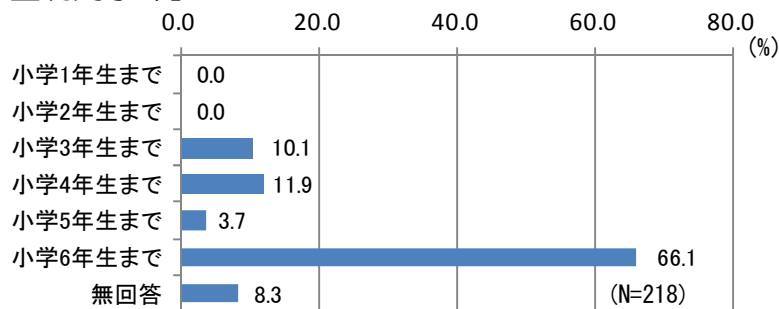


【希望利用終了時間】

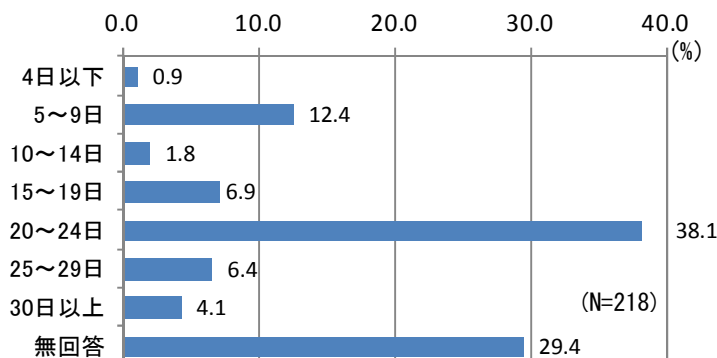


夏休み・冬休み等長期休暇期間

【希望利用学年】



【月当たり希望利用日数】



4. 三次市次世代育成支援行動計画の総括

平成 25 年度「三次市次世代育成支援行動計画(後期計画)」実績報告書を踏まえた、現次世代育成支援行動計画の評価と課題は以下のとおりです。

【全体の達成状況】

達成状況	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	施策数	割合 (%)	施策数	割合 (%)	施策数	割合 (%)
達成	74	45.1%	82	50.0%	81	49.4%
おおむね達成	63	38.4%	62	37.8%	62	37.8%
計画を下回って実施	15	9.1%	9	5.5%	9	5.5%
未実施	11	6.7%	10	6.1%	11	6.7%
評価なし	1	0.6%	1	0.6%	1	0.6%
計	164	100.0%	164	100.0%	164	100.0%

注 1) 「評価なし」の事業は、事業が終了したことにより評価できなかったもの。

注 2) 達成状況については、単年度評価である。

【三次市次世代育成支援行動計画（後期計画） 数値目標に係る実績】

事業名		計画策定時現状	平成26年度 目標事業量	事業の内容	平成24年度 実施事業量	平成25年度 実施事業量
母子保健 事業	妊産婦・乳幼児訪問の充実	生後4か月までに訪問や連絡をほぼ100%実施	生後4か月までに訪問や連絡を100%実施	家庭訪問により、妊娠、出産、育児に関する相談や必要な指導及び助言を行う。	98.3% (対象431件 実施424件)	98.4% (対象429件 実施422件)
	集団健康診査の充実	[平成20年度] ・4か月児 90.7% ・1歳6か月児 83.8% ・3歳児 73.4%	増加傾向へ	子どもの発育・発達を確認するとともに、疾病・虐待等の予防・早期発見を図る。	・4か月児 90.3% ・1歳6か月児 85.4% ・3歳児 77.1%	・4か月児 94.5% ・1歳6か月児 87.6% ・3歳児 74.5%
	医療機関委託健康診査・検査費用の助成	[平成21年度] ・妊婦一般 14回実施 ・子宮頸がん 実施 ・聴覚検査 実施 ・フッ素塗布 2回実施	継続実施	妊婦一般健康診査費用、子宮頸がん検診費用、新生児聴覚検査費用、フッ素塗布費用の助成を行う。	・妊婦一般 14回実施 ・子宮頸がん 実施 ・聴覚検査 実施 ・フッ素塗布 2回実施	・妊婦一般 14回実施 ・子宮頸がん 実施 ・聴覚検査 実施 ・フッ素塗布 2回実施
	育児相談・講座の充実	[H20アンケートより] ・母親の身体の調子 「心身ともに快調」55.1%(就学前) ・子育てに関して「不安や負担を感じる」49.5%(就学前)	増加傾向へ 減少傾向へ	保護者の育児不安等に関する相談・助言を行う。学習の機会を提供し、乳幼児期からの健康づくり及び仲間づくりを推進する。	月1回定例育児相談 延463人 講座の開催13回 参加数338人	月1回定例育児相談 延514人 講座の開催 20回 参加数433人
	不妊治療対策の実施	[平成20年度] 14件 1,299,120円	増加傾向へ	不妊専門相談センターと連携し、情報提供・啓発・相談体制を整備するとともに、経済的・精神的支援を行う。	申請23件	申請37件
	予防接種事業の周知	低年齢ほど接種率が高い	増加傾向へ	予防接種率の維持・向上を図る。	中学1年対象 麻疹風しん予防接種率 86.3%	平成24年度で経過措置終了
食育	望ましい食習慣の定着	[三次市食育推進計画より] ・「妊産婦のための食事バランスガイド」の認知度23.6% ・家族そろって夕食を食べる割合52.1% ・保護者の「食育」の認知度46.9% ・幼児の朝食に「主食・主菜・副菜」を食べる割合85.5% ・小学生がきちんと朝食を食べる割合87.3%	100% 80% 100% 100% 100%	乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るよう、ライフステージに応じた指導・啓発を図る。	最終評価 5項目中4項目を理想値(100%)にしていたため、目標値を達成することはできなかった。しかし、子育て世代における食育への関心度(95.2%)は、国の平成23年度(70.5%)を大きく上回り、一定の成果があったといえる。このことを踏まえ、引き続き食育を総合的・計画的に取り組むため、平成25年3月に第2次三次市食育推進計画ではより具体的な目標や実態に合った目標値を設定した。	離乳食講座の開催 12回 参加数113人 子育て支援センター食育講座の開催 4回 参加数124人 児童クラブ食育講座の開催 4回 参加数143人 子ども・子育て世代食育講座 11回 参加数348人 ◆食育媒体の作成 ・みよし版食育かるた増刷(販売用) ・食育推進の歌「やさしいは元気の宝ばこ」CD作成 ◆啓発事業の実施 ・食育絵画コンクールの開催 ・食育推進全国大会出展 ・みよし商工フェスティバル出展
	地場産物や郷土食を活用した給食の実施	[三次市食育推進計画より] ・学校給食における三次産農産物を使用する割合20%	50%	安全で新鮮な地場産食材の活用を一層進めていくため、住民自治組織や生産者グループ等、地域の実態に応じた供給体制の整備を進める。	36.0%(目標達成せず)	学校給食における三次産農産物を使用する割合 32.0% みよしふるさとランチの日のテーマ食材の資料配布による啓発(保育所・小学校・中学校)

事業名	計画策定時現状	平成26年度 目標事業量	事業の内容	平成24年度 実施事業量	平成25年度 実施事業量
子育てサポート事業	[平成21年度] 実施箇所数 1か所	1か所	会員相互の子どもの預け、預かり合いを行政の仲介・助成により実施する。サービス内容の充実を図る。	1か所	1か所
病後児保育事業	[平成21年度] 実施箇所数 1か所	2か所	児童が病気回復期にあり、就労等により自宅での保育が困難な場合等に、児童を一時的に保育する。	1か所	1か所
一時預かり事業	[平成21年度] 実施箇所数 5か所	6か所	保護者の急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に保育ができなくなったとき、または育児に伴う負担を和らげるため一時的に保育が必要となる児童を受け入れる保育所を増やす。	7か所	7か所
特定保育事業	[平成21年度] 実施箇所数 5か所	6か所	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中、保育所において一定程度継続的に保育する保育所を増やす。	7か所	7か所
地域子育て支援センター事業(地域子育て支援拠点事業)の実施	[平成21年度] 実施箇所数 5か所	7か所	子育て相談、子育て情報提供、未就園児と保護者及び育児サークルの活動支援を行う。	6か所	6か所
保育所の入所定員	[平成21年度] 1,837人	1,922人		1,957人	1,957人
延長保育事業	[平成21年度] 実施箇所数 7か所	8か所	通常の保育時間終了後、有料で1時間の延長保育を行う認可保育所を増やす。	8か所	8か所
夜間保育事業	[平成21年度] 実施箇所数 0か所	3か所	保護者の就労形態・就業時間の多様化に対応するため、午後10時まで保育を行う。	0か所	0か所
休日保育事業	[平成21年度] 実施箇所数 0か所	1か所	日曜・祝日などの保護者の勤務などにより、休日における保育の需要に対応して保育を行う。	1か所	1か所
放課後児童健全育成事業	[平成21年度] 実施箇所数 26か所	27か所	市内の小学校区全てに放課後児童クラブを整備し、放課後の小学校低学年の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブを増やす。	26か所 放課後子ども教室 3か所	23か所 放課後子ども教室 5か所

5. 三次市の子ども・子育て支援施策の課題

(1) 教育・保育施設の充実

- ニーズ調査の結果では、現在の教育・保育事業の利用状況は「認可保育所」が圧倒的に多く、今後の利用希望では「認可保育所（公立）」、「認可保育所（私立）」に加えて「幼稚園（私立）」、「幼稚園（公立）」のニーズも多くなっています。また、新制度で核となる「認定こども園」や「幼稚園の預かり保育」等のニーズもそれに続いて多く、ニーズ量に見合うだけの質・量両面での事業量の確保が必要となっています。
- そのためには、低年齢児受入れのための既存施設における設備の充実とともに、幼稚園教諭や保育士の技術・技能を含む質の向上等、ニーズ量に見合う人材の確保も大きな課題となっています。
- また、個々の幼児・児童の特性に配慮した設備対応や専門知識を持った人材の確保等も課題となってきます。

(2) 地域における子ども・子育て支援の充実

- 延長保育は市内 8 か所の保育所で実施していますが、未実施の施設においても時間の延長希望が予想されることから、今後の対応が求められます。また、施設によって保育時間が異なっており、ニーズに応じた対応が必要です。
- 一時預かり事業に対するニーズは、アンケート調査でも約 4 割と比較的多く、人材の確保等の受入れ体制や実施施設の拡大等、事業内容の充実を図る必要があります。
- 病児・病後児保育事業は、仕事と子育ての両立におけるセーフティネットとして必要な事業のひとつであり、事業に対するニーズも約 3 割とあることを考え、受入れ施設の拡大等の事業内容の充実を図る必要があります。
- 子育てについて気軽に相談できる場として「地域子育て支援センター」の役割は重要であり、認知度の向上と併せて充実を図る必要があります。
- 「子育てサポート事業」は、地域で子育てを支援するシステムとして充実する必要があり、会員同士のコミュニケーションを図るとともに、まかせて会員の増員や技能等のレベルアップと制度の周知を図る必要があります。
- 放課後の児童の居場所（放課後児童クラブ等）づくりについては、「小1の壁」問題解決の要となる事業であり、高学年までの利用を希望する保護者の増加や、土・日・祝祭日・長期休暇期間中の利用希望も高く、需要拡大が予想されることから、今後のニーズへの的確な対応を図る必要があります。そのため、適切な児童の受入れを行い、保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、障害児等配慮を必要とする児童への対応を含め受入れ体制の充実と指導員の確保が必要です。
- 育児相談等ができる体制としては、「地域子育て支援センター」をはじめ、「三次市こども発達支援センター」、「母子保健推進員」等の機関のほか、保健師等の専門職による相談事業等多岐に渡ります。ニーズ調査結果による就学前保護者の施設・機

関の利用経験は、「地域子育て支援センター」等上記諸施設・機関でいずれも1割以下となっています。今後、さらに情報発信手法等を拡充し、これら相談事業の周知を図るほか、子育ての多様な悩みや不安に応えられる公的な支援が引き続き求められています。

- 各種子育て情報等の発信については、従来の市広報やホームページ・パンフレット等情報発信媒体を充実させ、より気軽に利用できるような環境づくりを検討する必要があります。
- 隣近所との付き合いは希薄化しつつあるものの、ニーズ調査における「子育て支援として、身近な地域の人に望むこと」としては、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう見守ってほしい」、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」の2項目が目立って多くなっています。犯罪や事故から子どもを守るためには、隣近所を含む地域での見守りや気づき等、地域全体で子どもを見守る体制づくりが必要となっています。
- 身近な相談先や情報の入手先として、さらに、子育てに係る不安やストレスへの対応として、子育て中の親同士がより気軽に相談や情報交換ができるよう、特に母親同士が集まれる場を設け、子育て全般についての相談や情報交換をするとともに、親子で参加できるイベント等を充実させ、親同士の交流のきっかけづくりや母親のストレス発散の機会を増やすことが求められています。
- これまで記述した放課後の居場所や子育て等の相談先、地域との付き合い、母親同士の付き合い等の機会を確保するため、市、小・中学校、保育所・幼稚園、PTA、家庭等がスムーズな連携をとり、市全体で子ども達を支援する体制をつくることが求められています。

(3) すこやかに生み育てる環境づくり

- 安定した妊娠期を過ごし、安心・安全な出産に向けての支援が今後も継続して必要です。特に若年妊婦や育児不安等の強い妊婦等に対し、妊娠前の段階からそれぞれのライフステージに応じた保健指導の内容等を充実させ、きめ細かい支援を図ることが求められています。
- よりよい生活習慣の確立に向けて、妊娠期から出産、子育て期へと継続的に支援をしていく必要があります。特に乳幼児期には、生活リズム等の基本的な生活習慣づくりが大切であり、乳幼児健診の受診率の向上を図るとともに、受診時における医師、保健師等の相談体制の充実も重要です。また、「乳児家庭全戸訪問事業」等を通じて、身体的、精神的に継続した支援が必要な母子等について早急に把握するとともに、必要な支援へとつなげていくことが求められています。
- 次世代を担う子どもたちの思春期における心身の健康づくりは、今後の子育て家庭につながっていくため、思春期の性感染症等に対する保健対策の充実が求められています。

(4) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

- 児童虐待の発生予防として、虐待に至る前の支援（育児の孤立化、育児不安の防止）として「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「地域子育て支援拠点事業」の子育て支援事業の普及・推進及び「子育て支援講演会」等による虐待防止意識の啓発並びに虐待が深刻化する前の早期発見、早期対応として、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」による関係機関との連携に取り組んでいます。ニーズ調査でも、就学前、小学生ともに、「児童虐待」は保護者にとって身近な社会問題として捉えられている状況であり、これらの事業の周知を図るとともに、地域での児童虐待防止システムの構築が必要です。
- 虐待を受けた子ども、DV 被害の母子、障害児等特別な支援が必要な子ども等への対応として、相談支援体制の充実を図り、関係機関等との連携により、早期支援に取り組む必要があります。
- ひとり親家庭については、「児童扶養手当支給事業」、「ひとり親家庭等医療費助成制度」「母子・父子・寡婦福祉資金貸付の受付・相談」等の経済的支援を中心とした取組が充実してきており、新制度における多様な教育・保育事業の提供及び父子家庭への支援の拡充等と併せて、事業の周知徹底も含めた継続実施が必要です。一方で、母親の就業支援等自立に向けた総合的な支援も求められており、相談支援や保育所の優先入所等の支援の充実が必要です。
- 障害児に対する各種サービスの充実を図るとともに、関係機関と連携した乳幼児期の発育・発達や健康に関する異常の早期発見のための相談や健診の継続的な実施を通して、発達障害に対する早期支援を充実する必要があります。
- 発達面での要支援児や保育所等での集団生活にしんどさのある子どもが増加の傾向にあることから、発達支援を必要とする全ての子どもに早期段階での支援が行き届くよう、こども発達支援センターを中心に保育所等と連携しながら発達支援の充実に取り組む必要があります。

(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

- 「育児休業制度」の取得については、男女間での取得状況の差を解消し、母親、父親ともにより円滑に利用できる環境になるよう企業に働きかける必要があります。
- 子育てをしながら就労する保護者の増加に伴い、企業に対しては、子育て中の人働きやすい環境づくりの要請やそのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組が強く求められています。
- 父親の育児参加を進めるために、子育てに参加するためのきっかけとなるようなイベントや講座等を設ける等、今後とも企業等の協力のもと、これら諸事業の充実を図る必要があります。

(6) 安全・安心な子育て環境の充実

- 安全・安心な子育て環境の確保においては、交通安全対策や防犯対策は欠かせない取組となっています。すでに実施されている交通安全指導や交通安全教室等の継続実施、防犯パトロール等の取組の充実や、子どもや高齢者等の歩行者にやさしい道路の整備等、各方面から安全対策を図る必要があります。また、乳幼児が親子で安心して過ごすことができる環境の整備も求められています。

(7) 青少年の健全育成の充実

- 本市の青少年健全育成事業は、地域の教育力、有害環境対策、次代の親としての意識の醸成等多岐にわたっており、それぞれの分野において充実した事業メニューとなっています。今後の青少年の健全育成事業の展開上、子どもの心身を鍛えるための重要な役割として継続して取り組む必要があります。

第II部

三次市子ども・子育て支援の 基本的考え方

1. 基本理念

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」における「子ども・子育て支援の意義」や「三次市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本理念等を踏まえながら、本計画の基本的なビジョンを明確にしていきます。

【国の基本指針より】

子どもの育ちに関する理念として、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえない個性ある存在として認められ、育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図るとともに、施設設備等の良質な環境の確保が必要です。

計画の基本理念

基本理念

●子育てに夢がもてるまち みよし

～女性が働きながら子育てできる環境 日本一をめざして～

(基本理念の考え方)

- 子どもは次代を担う大切な存在である。
- 子どもの権利が尊重される社会のもとで、現在と未来をつなぐ架け橋として子どもたち一人ひとりが健やかに育つことが大切である。
- 子育ての出発点は家庭であり、子どもの資質や能力を育てることは保護者の重要な役割であり、また、家庭は子育てを実践する場として子どもの成長する喜びや生きがいを分かち合える大切な場でもある。
- 親子が共に家庭を中心として成長していくことができるよう社会全体が子育てについて互いに協力して子育て支援に取り組むとともに、子育てに夢がもてるまちづくりを推進していく。
- 活力あるまちづくりには女性の力が不可欠であり、仕事と子育ての両立のほか、女性の多様な選択、チャレンジを支援し、女性が元気なまちづくりに取り組む。

基本理念のもと、子ども・子育て支援の推進のために、以下の基本的な視点に立ち、計画の実現を図ります。

視点1 未来を担う子どもの育ちを支える

次代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が、最大限に尊重されるよう配慮し、一人ひとりの育ちを大切にしたい取組を進める。

- ◆子どもが尊重され、「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できるまちづくりを進める。
- ◆子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのために大人の責務が大切である。

視点2 次世代を築く子育て家庭を支える

子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提としつつ、親が安心して子どもを産み育てることができ、子育てや仕事に生きがいを感じ、楽しみながら子育てができるような環境づくりを進める。

- ◆仕事と子育てが両立できる環境づくり。
- ◆家族形態が多様化する中、親の孤立化や家庭教育力の低下防止。
- ◆子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域の関わりが重要である。
- ◆子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを産み育てられる環境づくり。
- ◆男女ともに子育てと社会参画が両立できるまちづくり。
- ◆働きやすい職場環境づくり。

視点3 地域全体で子育てを支援する

家族、地域、行政、企業等が、子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを暖かく応援し、支え合っていく地域づくりを進める。

- ◆子ども達や保護者が安全で安心して生活できる生活空間づくり。
- ◆子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備等地域社会が地域の子どもの成長に積極的に係われる環境づくり。
- ◆仕事と家庭との両立。女性の社会進出活躍を支える環境づくり。
- ◆子育ての悩みを一人で抱えず、気安く相談できる環境づくり。

2. 家庭・地域・事業者・行政の役割

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的な生活習慣の場であることや人格形成等にとって重要な役割と責任があることをしっかりと認識する必要があります。

また、家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通し明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭での養育に努めることが必要です。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との係わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域は、家庭環境、心身の障害の有無等にかかわらず、全ての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら成長しようとする力」を伸ばすため、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や市民と連携し、互いに補いな

から子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

事業主の理解と協力のもと、職場における仕事と子育てや家庭生活が両立できる環境づくりの整備が必要です。また、女性の社会進出の増加に伴い働き方も多様化する中で、職場での、仕事と生活時間のバランスがとれる就労形態の見直しや改善、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の解消等、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、職場内でもこのような認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための育児・保育をはじめ、保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境等多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、こども家庭センター等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。

3. 基本目標

基本理念を実現するため、次の3つを基本目標として、総合的に施策を推進します。

目標1 子どもの笑顔があふれるまち

子ども一人ひとりが豊かな感性を身につけ、大切な社会の一員としてその個性や権利が尊重されるとともに、母子の健康を確保し、子ども自身の夢や子育て家庭の夢が実現される社会環境づくりを推進します。

目標2 子育てが楽しくなるまち

家庭での子育て力を高め、男女がお互いに協力して子育てに関わりながら、身近な地域で楽しく子どもと過ごせる環境づくりを推進します。

目標3 地域みんなが子育て・子どもの成長にしあわせを感じるまち

保育サービスの充実をはじめとした子育てしやすい生活環境づくりに努めるとともに、家庭・地域・事業者・行政が一体となって、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進め、子どもの成長に幸せを感じることができるまちづくりを推進します。

4. 主要施策の方向

(1) 子育て家庭への支援の充実

人と人の結びつきが薄れつつある社会状況の中で、「育児について身近に相談する人がいない」、「どのような子育て支援があるのかを知らない」等の理由から、育児に対する負担感や不安、孤立感を感じる人が増えています。また、子育て家庭の就労形態、生活形態の変化により、子育て支援に対するニーズは多様化しています。

こうした利用者のニーズを踏まえ、子育て中の親子や地域の子育て経験者等が気軽に交流できるような場づくりや、高齢者も含めた多世代交流の場づくりの充実を図ります。

さらに、教育・保育の充実を図るとともに、子育てに関する相談体制や情報提供体制の充実、それぞれの生活段階に合わせた経済的支援等、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点から、一人ひとりに寄り添った子育て支援の体制づくりを進めます。

(2) 支援を必要とする子ども等への支援の充実

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や、相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実します。

社会的養護については、養護施設の理解を深めるための広報の充実とともに、子どもの心のケアも含め、里親等家庭的な養育環境が成り立つような支援をすることができるよう努めます。

また、ひとり親家庭の置かれている生活状況は、子育てと生計の担い手を一人で負うため、日常生活において様々な困難に直面しています。ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援とともに、就業が困難なひとり親家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

ノーマライゼーションの理念のもとに、障害児の健全な発達を支援し、社会全体が障害児を温かく見守る環境づくりのため、障害福祉計画に基づく各種サービス等の充実、利用者への情報提供、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

また、一人ひとりの違いを認め合い、発達障害を含む障害児の多様なニーズに対応するため、さまざまなサービス等総合的な支援に継続して取り組みます。

(3) 子育てと仕事の両立支援

人々の生き方や働き方の多様化に伴い、仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境整備が求められています。

このため、職場の就労形態の改善に向けた取組（育児休業制度や短時間勤務制度等の啓発）を進めるとともに、必要な時に保育が利用できる環境の整備に取り組みます。

また、男女が共に参画して子育てが行える環境づくりに努め、男性の子育て参加の促進を図ります。

(4) 健やかに生み育てる環境づくり

安心して出産し、子育てに臨むためには、妊娠期から安定した環境が必要であるため、子育て支援等必要な情報の発信や、若年・高齢妊婦や不安感のある妊婦家庭への支援を行います。

また、子どもの健やかな成長を育むため、地域の関係団体等と連携して子どもの健康づくり、子育て支援に努めます。

中でも、成長段階に応じた適切な食の提供や食への関心を高める取組等、子どもの心身の健康づくりにつなげていきます。特に乳幼児期からの適切な食習慣づくりを進めます。

さらに、将来を見据え、親となる子どもたちへ命を育む視点も取り入れ、成長に応じた健康教育の充実や思春期の子どもたちへの相談・支援体制の充実が必要であり、これまでの関係部署、機関との関係性を活かし、早期からの支援や支援体制の充実を図ります。

(5) 子どもの健全育成のための教育環境の整備

目まぐるしく変化する現代社会を生きるために、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育てることが求められています。

学校のほか、家庭や地域が連携して教育力を高め、子どもの「生きる力」を育み、併せて、関係機関等と連携して青少年の非行防止活動を推進します。

また、子どもが成長する過程において、生命の尊さや男女が協力して家庭を築くこと、子どもを生み育てることの大切さを感じることができるような啓発活動を進めます。

併せて、各家庭における教育力の向上に努めます。

(6) 安全・安心まちづくりの推進

人と人とのふれあいの機会が少なくなっている現代の子どもたちにとって、身近な人々との交流は貴重な経験であり、家庭、地域、学校等の連携による地域間交流の体制づくり等の充実を図ります。

結婚・妊娠・出産・育児のそれぞれのステージにおける切れ目のない支援の視点から、住環境、交通環境の整備や安全で安心な地域社会を形成することが必要です。

そのため、子どもの視点に立った子どもの遊び場等の生活環境の整備を進めるとともに、交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進し、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

第Ⅲ部
事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

- 国の定義では、「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることとされています。
- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。
 - 視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか
各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。
 - 視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか
人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。
- これらの視点から、本市では「市全域」を教育・保育提供区域とします。
（判断理由）上記の2つの視点のバランスを勘案し需給調整が完結できる区域として市全域を教育・保育提供区域とすることが適当と判断しました。
- 従って地域子ども・子育て支援事業についても、基本的には「市全域」を提供区域とします。
- ただし、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、提供区域の基本は「小学校区」とします。

■地域子ども・子育て支援事業別区域設定■

事業区分	区域設定	考え方
延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
ファミリー・サポート・センター事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
病児・病後児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
放課後児童クラブ	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。

実施徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
多様な主体が本制度に参加することを促進するための事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。

2. 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

ニーズ調査結果をもとに、また、三次市に居住する子どもの認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設等の「現在の利用状況」や「利用希望」を踏まえて、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定しました。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定しました。

①年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業		算出対象 児童年齢
1号認定	(幼稚園及び認定こども園) <専業主婦(夫)家庭、就労短時間家庭>	3~5歳
2号認定①	(幼稚園) <共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭>	3~5歳
2号認定②	(保育所及び認定こども園) <共働き家庭>	3~5歳
3号認定	(保育所及び認定こども園+地域型保育事業) <共働き家庭>	0~2歳

②需要量と確保の方策

平成27年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		129人	92人	1,085人	591人	106人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	255人	185人	1,374人	502人	81人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	85人	26人
	合計②	255人	185人	1,374人	587人	107人
②-①=		126人	93人	289人	-4人	1人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

平成 28 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		129人	92人	1,088人	566人	104人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※ ¹	255人	185人	1,374人	502人	81人
	地域型保育事業※ ²	0人	0人	0人	85人	26人
	合計②	255人	185人	1,374人	587人	107人
②－①＝		126人	93人	286人	21人	3人

平成 29 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		127人	91人	1,069人	549人	103人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※ ¹	255人	185人	1,374人	502人	81人
	地域型保育事業※ ²	0人	0人	0人	85人	26人
	合計②	255人	185人	1,374人	587人	107人
②－①＝		128人	94人	305人	38人	4人

平成 30 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		124人	88人	1,039人	531人	102人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※ ¹	255人	185人	1,374人	502人	81人
	地域型保育事業※ ²	0人	0人	0人	85人	26人
	合計②	255人	185人	1,374人	587人	107人
②－①＝		131人	97人	335人	56人	5人

平成 31 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		119人	85人	999人	513人	101人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※ ¹	255人	185人	1,374人	502人	81人
	地域型保育事業※ ²	0人	0人	0人	85人	26人
	合計②	255人	185人	1,374人	587人	107人
②－①＝		136人	100人	375人	74人	6人

【確保の内容】

〔1号認定〕 既存の私立幼稚園の定員数を1号認定／1号＋2号認定〔幼稚園〕で算出した率で乗じた数とした。

〔2号認定（教育希望）〕 既存の私立幼稚園の定員数を2号認定〔幼稚園〕／1号＋2号認定〔幼稚園〕で算出した率で乗じた数とした。

〔2号認定（保育必要）〕 既存の認可保育所の定員数とした。

〔3号認定〕 既存の認可・認可外・事業所内保育所の定員数とした。

（２）教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等にかかわらず柔軟に子どもを受入れる施設です。

認定こども園の普及は、現在の教育・保育の利用状況に応じた多様化するニーズへの対応が図られる有効な手段の一つとして期待されています。そのため、子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえ、市内の保育所、幼稚園が認定こども園への移行を希望した場合には、円滑に移行ができるように情報提供や相談対応を行う等その普及に取り組んでいきます。なお、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に課題も想定されることから、利用者のニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を見極めながら、既存の幼稚園や保育所からの円滑な移行を図ります。

（３）教育・保育の質の向上

ニーズ調査結果等から、幼児期の教育へのニーズが高まっており、幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

小学校へ入学した1年生が授業や集団行動に適應できない・なじめないといった状態にならずに小学校生活へのスムーズな対応ができるよう、小学校と連携しながら、幼稚園における幼児教育・保育所における保育の段階からいわゆる「³小1プロブレム」への取組を進めていきます。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に活かすことができる取組を検討します。

（４）産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

本市においては、小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結

³ 小1プロブレム：小学校に入学した児童（小学1年生）が、入学後しばらく経過してもなお入学直後の落ち着かない振る舞いを解消できず、授業の成り立たない状況が継続すること。

果を受けて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所の受入れ体制等の整備を図ります。

特に、0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることから、育児休業満了時（原則1歳到達時）に保育の受け皿となる認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業等を活用する中で、円滑な職場復帰ができる環境づくりに努めていきます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、本市に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業の「現在の利用状況」や「利用希望」を踏まえて設定します。

設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。

①延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人/日

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	288 人	283 人	276 人	268 人	258 人
②確保方策	982 人	982 人	982 人	982 人	982 人
②－①＝	694 人	699 人	706 人	714 人	724 人

【確保の内容】

現在の提供体制を維持し、実施保育所の定員数とした。

②-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 1号認定

事業概要

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに保護者の要請に応じて希望する者を対象に一時的に預かる。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人日/年間

②-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 2号認定で幼稚園希望

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主に昼間において、幼稚園で一時的に預かる。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	②-1(1号認定)	1,230 人日	1,233 人日	1,211 人日	1,178 人日	1,132 人日
	②-2(2号認定)	20,325 人日	20,386 人日	20,020 人日	19,471 人日	18,709 人日
	合計①	21,555 人日	21,619 人日	21,231 人日	20,649 人日	19,841 人日
②確保方策		25,600 人日	25,600 人日	25,600 人日	25,600 人日	25,600 人日
②-①=		4,045 人日	3,981 人日	4,369 人日	4,951 人日	5,759 人日

【確保の内容】

既存の私立幼稚園の配置職員数から最大受入定員数を算出し確保数とした。（配置職員数 5 人×20 人×256 日）

②-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主に昼間において、保育所やその他の場所で一時的に預かる。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,551 人日	3,264 人日	3,177 人日	2,989 人日	2,970 人日
②確保方策	5,300 人日	5,300 人日	5,300 人日	5,300 人日	5,300 人日
②-①=	1,749 人日	2,036 人日	2,123 人日	2,311 人日	2,330 人日

【確保の内容】

現在の提供体制を維持し、見込み量に応じた対応を図る。(7所×3人×256日)

③ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）**事業概要**

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたい者と援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対象年齢

0 歳児～小学 6 年生

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

未就学児	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	212 人日	212 人日	212 人日	212 人日	212 人日
②確保方策	57,770 人日	57,770 人日	57,770 人日	57,770 人日	57,770 人日
②-①=	57,558 人日	57,558 人日	57,558 人日	57,558 人日	57,558 人日
就学児	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	53 人日	53 人日	53 人日	53 人日	53 人日
②確保方策	10,600 人日	10,600 人日	10,600 人日	10,600 人日	10,600 人日
②-①=	10,547 人日	10,547 人日	10,547 人日	10,547 人日	10,547 人日

【確保の内容】

現在の提供体制を維持し、利用に応じた確保を図る。(まかせて会員 258 人×5日)

④子育て短期支援事業（ショートステイ）**事業概要**

保護者の病気や出張、冠婚葬祭等により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。

対象年齢

0 歳児～18 歳児

単位

人日／年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	21 人日	20 人日	20 人日	19 人日	18 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②－①＝	-21 人日	-20 人日	-20 人日	-19 人日	-18 人日

【確保の内容】

市内に当該事業の実施施設がなく確保が困難であるため、子育てサポート事業活用等も視野に入れた対応を図る。

⑤病児・病後児保育事業

事業概要

急な病気や病気からの回復期に、集団保育が困難な子どもを一時的に保育を行う。

対象年齢

生後6か月～小学3年生

単位

人日／年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	372 人日	365 人日	356 人日	346 人日	333 人日
②確保方策	1,180 人日	1,180 人日	1,180 人日	1,180 人日	1,180 人日
②－①＝	808 人日	815 人日	824 人日	834 人日	847 人日

【確保の内容】

病後児保育事業は、現在の提供体制を維持し、利用に応じた確保を図る。（定員4人×稼働日295日）

病児保育事業は未実施であるが、実施に向け体制づくりを図っていく。

⑥地域子育て支援拠点事業

事業概要

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う。

対象年齢

0歳児～おおむね2歳児

単位

人回/月

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,735 人回	1,665 人回	1,613 人回	1,561 人回	1,509 人回
②確保方策	2,400 人回	2,400 人回	2,400 人回	2,400 人回	2,400 人回
②-①=	665 人回	735 人回	787 人回	839 人回	891 人回

【確保の内容】

各施設が実態に応じて利用者の受入れに努める。(6か所×20日×20人)

⑦利用者支援事業**事業概要**

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

需要量と確保の方策

市全域を対象として1か所設置する。

【確保の内容】

子育て相談を行う関係公共施設に子育て支援に関する専門員の配置をめざす。

⑧乳児家庭全戸訪問事業**事業概要**

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

対象年齢

0歳児

単位

人/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	410 人	396 人	383 人	370 人	359 人
②確保方策	410 人	396 人	383 人	370 人	359 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【確保の内容】

実施体制：保健師15名、母子保健指導員2名

実施関係機関：母子保健推進員、育児支援課

⑨養育支援訪問事業・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

【養育支援訪問事業】

事業概要

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する。

対象年齢

0歳～17歳

単位

人／年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	273 人	268 人	262 人	257 人	252 人
②確保方策	273 人	268 人	262 人	257 人	252 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【確保の内容】

実施体制：児童家庭相談員2名

実施関係機関：育児支援課、健康推進課、要保護児童対策協議会関係機関

【要保護児童ケース検討事業】

事業概要

児童虐待など多様化する児童問題に対応するため、問題の早期発見、早期対応、再発防止等の支援を行うため要保護児童対策協議会における関係機関とのケース検討会議を実施する。

対象年齢

0歳～17歳

単位

人／年間

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	320 人	314 人	306 人	301 人	295 人
②確保方策	320 人	314 人	306 人	301 人	295 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【確保の内容】

実施体制：保健師7名、児童家庭相談員2名

実施関係機関：育児支援課、健康推進課、教育委員会、要保護児童対策協議会関係機関

⑩妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため妊婦健診を行う。

対象年齢

妊婦

単位

人回／年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	6,450 人回	6,300 人回	6,150 人回	6,000 人回	5,850 人回
②確保方策	6,450 人回	6,300 人回	6,150 人回	6,000 人回	5,850 人回
②－①＝	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

【確保の内容】

実施体制：医療機関及び助産所との委託契約

実施関係機関：契約医療機関・助産所

検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保育を受けることができない小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や公共施設等を活用し、放課後における生活の場、適切な遊びの場を提供する。

対象年齢

小学 1 年生～小学 6 年生

単位

人/年間

需要量と確保の方策

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	618 人	597 人	596 人	568 人	577 人
②確保方策	618 人	597 人	596 人	568 人	577 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	146 人	141 人	131 人	136 人	129 人
②確保方策	146 人	141 人	131 人	136 人	129 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※放課後における児童の居場所として放課後児童クラブと同様の役割を担っているため、小規模放課後児童クラブや放課後子ども教室も含めた量の見込み・確保方策とする。

【確保の内容】

各施設の実情に応じて、児童の受入れに努める。学校の空き教室等の活用も視野に入れた施設の確保に努め、定員の拡大を図る。十日市小学校区については、平成 27 年度以降に施設の老朽化対策も含め整備を進める。

小学校区別の需要量と確保の方策

(人)

種別	区域	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
放課後児童クラブ	三次小学校	①量の見込み	60	59	60	59	59
		②確保方策	60	59	60	59	59
		②-①	0	0	0	0	0
	十日市小学校	①量の見込み	185	179	175	164	163
		②確保方策	185	179	175	164	163
		②-①	0	0	0	0	0
	八次小学校	①量の見込み	167	161	166	175	172
		②確保方策	167	161	166	175	172
		②-①	0	0	0	0	0
	酒河小学校	①量の見込み	37	41	43	42	41
		②確保方策	37	41	43	42	41
		②-①	0	0	0	0	0
	神杉小学校	①量の見込み	19	20	19	19	23
		②確保方策	19	20	19	19	23
		②-①	0	0	0	0	0
	和田小学校	①量の見込み	22	21	19	18	19
		②確保方策	22	21	19	18	19
		②-①	0	0	0	0	0
	吉舎小学校	①量の見込み	35	32	29	24	25
		②確保方策	35	32	29	24	25
		②-①	0	0	0	0	0
	三良坂小学校	①量の見込み	36	35	30	27	22
		②確保方策	36	35	30	27	22
		②-①	0	0	0	0	0
	三和小学校	①量の見込み	22	23	21	21	22
		②確保方策	22	23	21	21	22
		②-①	0	0	0	0	0
甲奴小学校	①量の見込み	33	26	20	17	18	
	②確保方策	33	26	20	17	18	
	②-①	0	0	0	0	0	
小規模型放課後児童クラブ	青河小学校	①量の見込み	18	15	11	7	7
		②確保方策	18	15	11	7	7
		②-①	0	0	0	0	0
	田幸小学校	①量の見込み	12	12	16	15	12
		②確保方策	12	12	16	15	12
		②-①	0	0	0	0	0
	川地小学校	①量の見込み	9	11	10	9	9
		②確保方策	9	11	10	9	9
		②-①	0	0	0	0	0
	川西小学校	①量の見込み	26	26	26	26	29
		②確保方策	26	26	26	26	29
		②-①	0	0	0	0	0
	君田小学校	①量の見込み	12	11	11	12	12
		②確保方策	12	11	11	12	12
		②-①	0	0	0	0	0
八幡小学校	①量の見込み	7	6	6	6	6	
	②確保方策	7	6	6	6	6	
	②-①	0	0	0	0	0	
放課後子ども教室	河内小学校	①量の見込み	10	11	11	10	9
		②確保方策	10	11	11	10	9
		②-①	0	0	0	0	0
	粟屋小学校	①量の見込み	16	15	16	15	15
		②確保方策	16	15	16	15	15
		②-①	0	0	0	0	0
	布野小学校	①量の見込み	25	22	25	25	29
		②確保方策	25	22	25	25	29
		②-①	0	0	0	0	0
	作木小学校	①量の見込み	6	5	6	6	7
		②確保方策	6	5	6	6	7
		②-①	0	0	0	0	0
安田小学校	①量の見込み	7	7	7	7	7	
	②確保方策	7	7	7	7	7	
	②-①	0	0	0	0	0	
市全体	①量の見込み	764	738	727	704	706	
	②確保方策	764	738	727	704	706	
	②-①	0	0	0	0	0	

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う。

需要量と確保の方策

※設定不要

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する。

需要量と確保の方策

※設定不要

(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

以下に、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための13事業の基本的な方向を示します。

①延長保育事業

本事業は、保護者の就業形態の多様化に伴い、今後ともニーズが高くなることが予想されることから新たな実施保育所の検討を行うとともに、さらなる時間延長の可能性、設備等の整備や人材確保等についての課題整理を通して、具体的な取組について事業者等との調整を図ります。

②一時預かり事業

本計画においての「一時預かり事業」としては、「幼稚園における在園児を対象としたもの（1号認定者）」、「2号認定に対する定期的なもの」及び「それ以外（保育所における預かり保育）」の3つの形態での量の確保方策が求められていますが、今後とも、一時的な保育が必要な保護者や緊急時の預かりを必要とする保護者が増加することが予想され、ニーズに応じた量の確保とともに、預かり時間中の安全・安心の維持のための人材の配置や設備等の充実を図ります。

③ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

本事業については、ファミリー・サポート・センターの継続的なPRを行い、相互援助活動が安全にスムーズに行えるよう、入会時の指導や確認を徹底するとともに、提供会員のレベルアップのための研修の充実等を図ります。

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

本事業については、夜間養護等（トワイライトステイ）事業も含め保護者支援の有効なサービスとして充実を図る必要がありますが、市内に当該事業の実施施設がなく確保が困難であるため、子育てサポート事業の活用等も視野に対応を図ります。

⑤病児・病後児保育事業

病気による突発的・単発的な保育ニーズが高い本事業は、時期的に利用度の差が大きく、費用対効果の観点からの事業判断は難しい側面がありますが、保護者からのニーズやセーフティネットを踏まえれば必要な事業のひとつです。今後は看護と保育のトータルケアを第一に考え、病気の回復期前の子どもで、集団保育が困難でありかつ、保護者の勤務等の都合により家庭での保育が困難な子どもについても受け入れが可能な病児保育の充実も図っていきます。

一方、このような子どもの病気時にスムーズな対応が図れるよう、保護者が子どもの看護のために休暇を取得できる環境づくりが必要であり、企業等への要請や共同での取組のあり方についても検討します。

⑥地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

本事業については、少子化や就労形態の多様化に対応し、いつでも気軽に相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、関係部署との連携による親子のふれあいの場の創出に努めます。

⑦利用者支援事業（新規事業）

地域の保育資源等の情報収集をはじめ、保育等の利用の相談に応じ、個々のニーズや状況に整合した施設等の情報提供を行います。併せて、個々の保育ニーズに応じたサービスが円滑に受けられるよう、関係部署や関係事業と連携した利用者支援を図ります。

⑧乳児家庭全戸訪問事業

本事業は、乳児家庭にとって重要な事業であることから、今後とも子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に継続的に取り組んでいきます。

⑨養育支援訪問事業・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

療育支援訪問事業は、養育支援の必要な保護者にとっては重要な事業であり、今後とも、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援に継続して取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図るための取組に対する支援や「その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業」の充実も併せて行います。

⑩妊婦健康診査

妊婦健康診査は、母子保健の観点からもっとも重要な事業のひとつであり、今後も継続して取り組んでいきます。

併せて、本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導等幅広い取組を推進していきます。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、子どもの健全育成を図るため放課後子ども教室等との連携に努めるとともに、学校等とも連携し、放課後や週末、長期休業時等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進します。

現在、放課後児童クラブ等の開設場所によっては、対象学年拡大等による受入れ児童数の増加や老朽化に対応するため、施設整備を要する場合があることから、学校の余裕教室や空き施設の活用や、児童の健全育成に関し総合的な機能を有する児童館等の整備も考える中で施設整備に努めます。

特に、特別な支援を要する子どもたちの受け皿づくりのための設備等の環境整備のほか、専門的な知識や技能を有する人材の確保等に努めます。

また、現在、子どもの居場所づくりとして放課後児童クラブと放課後子ども教室があり、それぞれのサービス内容に基づき連携しながら事業を進めています。今後は、利用者にとって分かりやすく利用しやすくなるように事業の一体的推進に取り組み、質・量の充実を図ります。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）

本事業は、各施設が特色を持った教育・保育事業を提供しやすいよう、実費徴収部分に係る低所得者の負担軽減策等を目的とした事業で、国の指針等に基づき、今後、子育てに対する経済的支援等に取り組んでいきます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規事業）

支援を受けるための新規施設等に対する実地支援、相談・助言等を行うための事業で、国の指針等に基づき、今後、ホームページを活用した教育・保育の需給状態に関する情報提供や民間事業者等の新規参入支援等に取り組んでいきます。

4. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、未然防止、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援事業を活用して虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、こども家庭センターの権限や専門性を必要とする場合には、早急に支援を求める等、関係機関との連携強化が不可欠です。また、関係機関が情報を共有し共通の理解のもとで支援を進めていきます。

◆相談体制づくりや関係機関との連携強化

本市における虐待の未然防止、早期発見、早期対応等のために、地域の関係機関との連携および情報収集・共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会の取組の強化に努めます。

具体的には、同協議会に、本市の担当課のほか、こども家庭センター、保健所、民生委員・児童委員、保育所及び児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関、ボランティア等の民間団体等幅広い関係者の参加と更なるネットワーク化を図ります。

また、同協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応等のため、専門性を有する職員の配置による体制強化や研修会への参加等を通じて資質の向上を図ります。

さらに、虐待によるリスクが「生命の危険」又は「重度」であり一時保護等が必要と認められる場合はこども家庭センターへ通告し、こども家庭センターでの適切な支援を求める等、県との連携強化を図ります。

◆未然防止、早期発見、早期対応等

虐待の未然防止のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

また、庁内の担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と効果的に情報提供や共有を行うための連携体制の構築を図ります。

さらに、虐待の未然防止、早期発見等のため、民生委員・児童委員やNPO、ボランティア等の民間団体等とのネットワークの充実・強化を図るとともに、通告義務等の児童虐待防止に関する啓発に努めます。

◆地域での支援体制

子ども・子育て支援を推進するにあたっては、地域の里親や児童養護施設等において子どもが健やかに成長する環境づくりのために、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力に努めるほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等

を行い県との連携を進めながら地域での支援体制の充実に努めます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、保育等の利用に際しての配慮等の支援をはじめ、保育サービス及び放課後児童クラブの利用に際しての経済的負担の軽減等の各種支援策を推進します。また、母子父子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費支給等の養育支援、さらには自立支援給付による就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続するとともに、総合的な自立支援の推進に努めます。

(3) 障害児施策の充実

◆早期発見、早期支援の充実

本市では、障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や早期支援の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して推進すると共に、各種相談事業の充実に努めます。

また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育が提供できる環境づくりに努めます。さらに、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、こども発達支援センター等の事業を通して発達に弱さのある子どもやその家族等に対する支援の充実に努めます。

障害のある子どもが地域の子どもたちとのふれあいの中で健やかに成長するためには、保育所等における障害児保育の充実と放課後児童クラブや放課後子ども教室での障害児の受入れときめ細やかな対応ができるようにしていくことが必要です。また、身近な地域で適切に療育支援が行われるように、児童発達支援や放課後等でのデイサービス等、障害の特性に応じた専門的な支援が受けられるための障害児支援体制の充実が必要です。さらに公的なサービスの充実を図るとともに市民が必要なサービスを知り、安心して活用できるように一人ひとりに合った支援を提案するコーディネーターや日常的な相談を受け身近に寄り添う支援者の存在が必要であり、高い専門性を有する支援者の育成と体制づくりに努めます。

発達障害のある子どもが集団生活を送る中で、二次的な障害を起こさずに健やかに成長していくためには、生活の大半を過ごす保育所、学校等で、個々の発達や障害特性に合った配慮が必要です。また、発達障害や発達に弱さを持つ子どもが増加傾向にある中、多くの子どもが生活の大半を保育所等の集団の場で過ごすことから、保育所は地域の子育て支援拠点として、保育士が身近な支援者として親子に寄り添うことで、保護者が安心して子育てができる環境づくりに努めます。さらに、発達支援の視点を取り入れたきめ細やかで質の高い保育内容と子育て支援を展開することで親子が豊かに生きる力を育てます。

そのためには、保育士、幼稚園教諭等の資質や専門性の向上を図るための研修体制

の強化と保育所等における発達支援体制の充実を専門家等の協力を得ながら進めます。

そのことで、子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるための必要な力を培います。

また、保育所等での生活から小学校での学習環境へ安心して移行できるよう、就学に向けての保護者支援の充実と保・小連携の強化を図るとともに、就学前の早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に対する十分な情報提供に努めます。

併せて、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

市民一人ひとりが障害に対する理解を深め、地域の障害児や障害児のいる家庭を温かく見守り支援していくことが必要です。

特に、発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知を図るほか、家族が適切な子育てができるための支援を行う等支援体制の整備に努めます。

◆発達の気になる子どもの支援体制の充実

こども発達支援センターは、発達面で心配のある乳幼児を早期に発見し、相談や適切な療育指導を行う支援施設です。乳幼児期における支援の入り口の間としての役割を担い、心身の発達に遅れのある児童やその恐れのある児童に対し、早期からの療育を通じて心身の発達を促すとともに、その保護者が障害に関する理解と認識を深め、子育ての不安を軽減できるように支援を行うとともに、将来的に子育てに自信が持てるように継続した支援を行います。さらに、児童の発達に関する相談や助言、発達段階に応じた日常生活指導、利用者に必要な個別指導を行うとともに、保育所における発達支援に関する相談等を行い、児童と保護者が将来を幸せに生き、充実した生活を送れるための豊かな力を育む取組を進めます。

また、発達支援を必要とする全ての児童を早期に発見し、早期支援を行うため、関係機関との連携強化に努め、よりきめ細やかな発達支援体制づくりに向けての取組を進めます。そのため、これらの発達支援を担うスタッフの確保、その能力の育成・向上を図るとともに、こども発達支援センターと保育所等との連携をさらに深めていきます。

5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

子育てについての様々な負担をできるかぎり軽減するため、社会全体で子育て家庭を支える環境を整備する必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国においては「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

そのため、本市では、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、次のような施策の推進に努めます。

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集及び提供等
- すべての企業において、育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備の促進等

(2) 事業主の取組の促進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業の表彰制度や企業の取組を紹介するホームページへの掲載等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

既婚女性の就労が定着しつつある中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な生き方・働き方が選択できる社会に向けての取組が子育て支援策の柱として求められています。そのためには、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりが必要となっています。

併せて、子育てと両立できる働き方の実現のため、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取組を継続していきます。また、父親が子育てに参加できるよう、父親の育児休業の取得促進、各種講座等の取組を行う等、職場や地域社会全体への意識啓発等を推進します。

様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解を図るとともに、子育てと仕事を両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。また、ホームページや広報等を通じて、子育てに関する理解の促進、ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発等を推進します。

6. 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園の運営の状況等必要な情報を共有し、相互に密接な連携を図りながら指導監督に努めます。

また、住民の保育ニーズに答えられるよう、市町の領域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施に係り、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うために、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において、地域の中核的な役割を果たす幼稚園、認定こども園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体として密接な連携が必要であり、本市においてはそのための支援に努めます。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、受入れ体制の整備のために相互の連携に努めます。

その他、子どもを健やかに産み育てる環境づくりや安心・安全に子育てができる環境づくり等総合的な子育て環境の整備に取り組むため、庁内関係部局や関係機関等との連携を深め、情報共有を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭や地域、学校、事業者等地域の関係機関や関連団体等と連携を図り、市民参加型の協働による取組により、地域で子どもを見守る体制づくりやその支援を推進します。

(2) 計画の達成状況の点検・評価

本市では、「三次市子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設の認可等の状況を含む）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価を行い、この結果を公表します。

併せて、事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価していきます。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。

【個別事業の進捗状況対象指標】

- 教育・保育施設の提供量（確保方策）
- 地域子ども・子育て支援13事業の提供量（確保方策）

【計画全体の成果対象指標】

- 「子育ての環境や支援への満足度」等を評価の視点としながら、計画全体の評価を行う。

資料編

資料編

1. 計画の策定経過

開催日等	会議等	内 容
平成 25 年 12 月 25 日	第 1 回子ども・子 育て会議	○会長・副会長の選出 ○ニーズ調査について
平成 26 年 1 月～2 月	ニーズ調査の実施	○就学前児童・小学生の保護者を対象に各 1,500 部を配布。 回収率：就学前児童 45.2%，小学生 44.6%
平成 26 年 5 月 22 日	第 2 回子ども・子 育て会議	○三次市子ども・子育て支援に関するニーズ調査 結果について ○「量の見込み」の算出の考え方について ○三次市教育・保育提供区域の考え方（案）につ いて
平成 26 年 8 月 25 日	第 3 回子ども・子 育て会議	○量の見込みと確保の内容について ○子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準等につ いて
平成 26 年 10 月 30 日	第 4 回子ども・子 育て会議	○三次市子ども・子育て支援事業計画（素案）（た たき台）について
平成 26 年 11 月 19 日	第 5 回子ども・子 育て会議	○三次市子ども・子育て支援事業計画（素案）につ いて
平成 26 年 12 月 26 日～ 平成 27 年 1 月 23 日	パブリックコメン トの実施	○三次市子ども・子育て支援事業計画（素案）の 公表及び素案に対する意見募集（意見総数 0 件）
平成 27 年 2 月 23 日	第 6 回子ども・子 育て会議	○三次市子ども・子育て支援事業計画（案）につ いて ○子ども・子育て支援新制度に基づく過料につい て

2. 三次市子ども・子育て会議設置要綱

平成25年12月9日

告示第180号

(設置)

第1条 市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第3条に定める子ども・子育て支援に関する事業の、ニーズに即した効果的かつ効率的な実施を目的として、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、三次市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 三次市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員14人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 市民の代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 各種団体の代表者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 子ども・子育て会議の委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。

2 補欠により委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、子ども・子育て会議の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援部保育課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年12月9日から施行する。
(最初に招集する会議の特例)
- 2 この告示の施行の日以後、最初に開催される子ども・子育て会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3. 三次市子ども・子育て会議 委員名簿

◎委員長 ○副委員長 敬称略

所 属	名 前
広島文教女子大学教授	◎塚村 英幸
三次商工会議所専務理事	○堀江 斎
三次市保育所保護者会連合会代表	(前任) 吉田 忠司 (後任) 小山 理恵
三次市PTA連合会会長	(前任) 山本 伸也 (後任) 上岡 忠美
三次市母子保健推進員代表	花本 武子
子育てサークル代表	藤澤 加恵子
三次市私立幼稚園協議会代表	(前任) アルバリス・アルバルト (後任) 伊達 正浩
三次市小学校校長会代表	横山 三恵子
広島県北部こども家庭センター所長	(前任) 島岡 文雄 (後任) 黒飛 栄治
青少年育成三次市民会議会長	岩崎 積
三次市民生委員児童委員協議会主任児童委員会委員長	今井 仁美
三次市教育委員会教育次長	白石 欣也
三次市子育て支援部長	瀧奥 恵
三次市保育所長	福永 秀子

三次市子ども・子育て支援事業計画



編集・発行 三次市／平成27年3月

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

TEL:0824-62-6111（代表）FAX:0824-62-6137（代表）